

令和4年12月定例会

# 中川村議会会議録

中川村議会

令和4年12月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 中川村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 中川村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 中川村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 財産の処分について
- 日程第11 議案第 8号 中川村辺地対策総合整備計画の変更について
- 日程第12 議案第 9号 土地改良事業計画の概要について
- 日程第13 議案第10号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第11号 令和4年度中川村水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第12号 令和4年度中川村下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 一般質問

7番 島崎 敏一

- (1) LGBTQ（性的少数者）の方々が、安心して暮らすための取り組みについて
- (2) 村内の男性の育児休業の促進に関して
- (3) 美しい村連合に加盟している村としての、古民家保全・活用について

4番 長尾 和則

- (1) 地区（自治組織）における課題解決について
- (2) 中川村村営墓地の増設について
- (3) 中学生のキャリア教育推進について

3番 中塚 礼次郎

- (1) 帯状疱疹予防のためのワクチン接種補助制度について

(2) 農水省による「肥料価格高騰対策」について

5番 桂川 雅信

- (1) 熱海の土石流事件の教訓をどう活かすか（その2）  
～市町村も責任を問われる時代になる
- (2) 半の沢の盛土の記録保全について
- (3) 発達障害・不登校の児童生徒の教育機会の確保について（その1）  
～まず、化学物質過敏症の実態調査からはじめては～

出席議員（10名）

1番	片桐邦俊
2番	松村利宏
3番	中塚礼次郎
4番	長尾和則
5番	桂川雅信
6番	山崎啓造
7番	島崎敏一
8番	大島歩
9番	大原孝芳
10番	松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長 会計管理者	松村恵介
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	宮崎朋実
建設環境課長	松澤広志	リニア対策室長	小林好彦
教育次長	上山公丘		

職務のために参加した者

議会事務局長	桃澤清隆
書記	座光寺てるこ

令和4年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和4年12月6日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議長 おはようございます。（一同「おはようございます」）  
御参集御苦労さまです。  
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年12月中川村議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。  
ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 おはようございます。（一同「おはようございます」）  
中川村議会12月定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ御多用の中、全員、定刻に御参集を賜りましたこと、誠にありがとうございます。  
季節は晩秋から初冬へと移り、高山の頂は白く雪化粧し、伊那谷の冬の美しさを際立たせる季節を迎えております。同時に、今年も残すところ一月を切っております。  
前回――9月定例会以後の主立った村の取組についてまず申し上げます。  
発行株3,630株のうち村が2,112株の58%を所有しております中川観光開発株式会社の株主総会が9月26日に開催され、令和3年7月1日～令和4年6月30日にわたる第52期事業年度事業報告及び決算報告、そして監査報告並びに第53期事業計画案を提案し、原案どおり可決をいただきました。  
第52期事業年度は、昨年末から再拡大しました第6波の新型コロナウイルス感染症と今夏にかけて第7波が流行するという終息が見えない中での営業となり、年明け後は、一時、宿泊、風呂及び食堂の営業を全て中止するなど、苦しい運営を強いられました。  
加えて、ロシアのウクライナ侵攻の影響による食料品等の原材料費の高騰、石油・ガス・電気料の価格高騰が経営を圧迫したことから、非常に厳しい営業結果となりました。  
コロナ禍におけます事業継続のため、ふれあい観光施設指定管理料及び燃油高騰で高齢者憩いの家指定管理料の追加支援、新型コロナワクチン接種会場使用料等、1,700万円余の支援を村から受けたものの、マイナス1,026万8,000円の損失決算となりました。  
また、97万6,000円の債務超過に陥っております。この件につきましては会期中の議会全員協議会で詳しく報告を申し上げます。  
現在は、全国旅行支援の後押しもあり、土日を中心に宿泊客は多く、順調ではありますが、コロナによる宴会の差し控えにより宴会売上げが伸びず、加えて光熱費や食

材費などの物価高騰分が利益を圧縮する状況が続いております。

日本で最も美しい村連合は、設立をしました 10 月 4 日前後をビューティフルデーとして、加盟町村、地域一斉に美化活動を展開しております。

坂戸公園及び県道大草坂戸線坂戸橋前後の清掃活動を坂戸橋保存会、北組壮年団の皆さん、美しい村ふるさと応援団、美しい村協賛企業社員の皆さんなど総勢 24 人で半日、清掃活動を行いました。

10 月 30 日には美しい村まつり in TOKYO で加盟町村の伝統芸能の披露ですとか物産展があり、村も特産品を持って参加をいたしました。

同日夜は連合サポーター企業の皆さんと情報交換を行ってまいったところでありませ

ず。サポーター企業の紹介で 12 月 2 日にはなかがわ村物産展 in 東京神田の物産販売企画を行い、概ね完売をしてまいりました。

また、連合加盟の再審査で高評価を受けた伊那市高遠町と中川村で 2 日間現地学習会を開催し、加盟町村、サポーター企業など、関係者が座学と現地視察を 11 月 11、12 日の 2 日間で行ってまいりました。

11 月 4 日から 6 日の 3 日間は村の文化祭が開催され、多種多様な出品作品を鑑賞する機会がありました。

とりわけ 6 日の文化祭ステージ発表の部では和・洋舞踊、ダンス、太鼓・ドラムス・フルート演奏、金管楽器の吹奏、ピアノ演奏と発表の構成も工夫されておまして、久々に観客も多かったこともあります。村民の皆さんの持っているエネルギーを感じたところでもあります。

歴史民俗資料館特別企画、小池彦右衛門さん旅に出るも興味深い内容であったと聞いておりますし、アンフォルメル中川村美術館企画展も実験的な取組が展開されておるなど、文化の秋にふさわしい催しが開催されました。

また、学校創立 150 年目に当たる今年は、中川西小学校は 10 月 29 日に、中川東小学校は 11 月 12 日に記念式典が執り行われ、それぞれの学校の歴史が紹介され、児童の特徴的な取組の発表も見させていただきました。小学校を支えていただいている地域、保護者の皆様にお礼を改めて申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行は第 8 波の山に入っております。

長野県では、11 月 27 日には確保病床 531 床に対して 376 床の使用率 70.8% となり、第 7 波のピーク 8 月 21 日の 68.1% を超え、新規感染者 1,295 人を記録する事態となっております。病床使用率につきましては 12 月 4 日の時点で再び 70.8% になっております。

また、11 月 28 日の時点でありませけれども、県内の 10 月以降の死者は 125 人ありますが、死亡累計 471 人の 4 分の 1 を超えております。亡くなった 125 人の 9 割以上となる 114 人の方は 65 歳以上でありまして、基礎疾患のある方であるという報道がされております。

村は 60 歳未満の方を対象に B A. 5 型オミクロン株に対応する 4 回目のワクチン集

団接種を 11 月に社会体育館で行いました。対象者 2,115 人に対して 48% に当たる 1,007 人が接種し、狙いとしておりました 60 歳以下で 3 回接種済みの対象者 1,583 人のうち 917 人が今回 4 回目の接種を終えたことになり、率にして 60% の方が抗体を得たものと考えております。

引き続き 60 歳以上の高齢者及び基礎疾患のある方を対象に 12 月 16 日から 7 日間の集中期間で接種を行ってまいります。

11 月 24 日発表の令和 4 年 11 月の内閣府月例報告では、基調判断として「景気は、緩やかに持ち直している。」、

先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

としております。10 月の基調判断と、これはさほど変わっておりません。

政策態度としては、足元の物価高などの難局を乗り越え、日本経済の再生を図るべく、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を迅速かつ着実に実行するというふうに断言をしております。

本日の会議に提案しますのは、さきに触れました中川観光開発株式会社の経営状況についての報告が 1 件、人事院勧告を受けまして一般職職員の給与改定、議会議員の報酬の改定、常勤の特別職職員の給与改定等、条例の一部改正が 3 件、職員の定年年齢の段階的な引上げとこれに関連する条例を改正する条例が 2 件、会計年度任用職員の給与に関する条例の改正 1 件を提案させていただきます。

また、半の沢橋に代わり盛土して県道を築造するのに当たりまして村所有地を売却する財産処分案 1 件のほか、辺地対策総合整備計画の変更と小和田地区の土地改良計画の概要をお示しする 2 件の議案、農業資材・燃油価格が高騰していることに対して農業事業者・介護保険事業所支援を柱といたします一般会計第 6 号補正予算等、補正予算 3 件を含め、合わせて 12 の議案を提案いたします。

何とぞ、慎重な御審議の上、全員の御同意を賜りますようお願い申し上げます。定例会開会の挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

○議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第 127 条の規定により 5 番 桂川雅信議員及び 6 番 山崎啓造議員を指名します。

日程第 2 会期の決定についてを議題とします。  
本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。  
この際、議会運営委員長長の報告を求めます。

○議会運営委員長

(片桐 邦俊) 過日行いました議会運営委員会について報告いたします。  
皆様のお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日 12 月 6 日から 12 日までの 7 日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第1号から議案第6号までの条例案件、議案第7号から議案第9号までの一般議案、議案第10号から議案第12号までの各会計補正予算について、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までお願いします。

引き続き一般質問を行います。

7日は午前9時から本会議をお願いします、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

8日は委員会の日程としますので、その中で付託案件の委員会審査をお願いします。

9日は議案調査とします。

最終日の12日は午後2時から本会議をお願いします、請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から12日までの7日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12日までの7日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る9月定例会において可決された「香料の安全性に対する実効性のある法改正を求める意見書」については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、村長から行政報告の申出がありました。

報告第1号について説明を求めます。

なお、報告第1号 中川観光開発株式会社の経営状況については、後ほど時間を取り細部について説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

報告第1号の説明を求めます。

○産業振興課長 報告第1号 中川村観光開発株式会社の経営状況について御説明をいたします。

本件は地方自治法の規定に基づき同社に係る第52期の営業報告及び決算並びに第53期の事業計画について報告するものです。

報告書の第52期事業報告にありますように、新型コロナウイルス感染症の終息が

いまだに見えない中、さらに光熱費や物価高騰の影響により今期の売上高は9,803万8,000円、前期比394万7,000円の増となりましたが、売上げ原価の増、村からの事業継続指定管理料の減等により、最終損益はマイナス1,008万5,000円と大幅な赤字となりました。

主な要因としましては、昨年8月から9月の新型コロナ感染拡大第5波により夏期合宿の受入れがほぼなかったこと、年明けからの感染再拡大により蔓延防止措置が発出されたことによる売上げの減少、加えて原材料、電力、燃料費が約3割上昇したことなどが挙げられます。

施設運営の面では、調理師、接客係の人員不足が続いており、人材確保が喫緊の課題となっております。

第53期においては、新型コロナ感染症や物価高騰などの先行きが見通せない中、引き続き厳しい経営状況が続くことが予想されますが、村内事業者と連携した新たな宿泊プランの造成、まきボイラー等環境に優しい施設のPR、合宿客の呼び戻しなどにより売上げの回復に努力し、赤字脱却に向けて社員、役員が一丸となって取り組んでいく方針が9月26日に開催されました株主総会で確認をされております。

村としましても、村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう、引き続き各方面からの御支援をお願い申し上げ、この場での説明とし、詳細につきましては席を改めて御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4 議案第1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第2号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第3号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上の3議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第4 議案第1号から日程第6 議案第3号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは議案第1号について提案説明をいたします。

例規集は第1巻781ページになります。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与改定を行うため本案を提案するものです。

人事院は、国家公務員の給与について政府勧告を行い、本年11月11日、人事院勧告に従った一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立しました。

月例給につきましては、民間給与との格差 921 円、0.23%を踏まえ俸給表の改定を行い、高卒者初任給を 4,000 円引上げ、20 代に重点を置き、30 代までの職員が在職する 1 級～3 級の号俸を中心とした改定になっています。

ボーナスについては、民間の支給状況に合わせ 0.1 月分引上げ、年間 4.4 月分の改定になっています。

村でも国家公務員の給与改定に準じて一般職の給与改定を行うものです。

改正の内容であります。第 1 条では、勤勉手当の支給率を一般職「100 分の 95」を「100 分の 105」へ、特定幹部職員「100 分の 115」を「100 分の 125」へ改定し、期末手当と合わせて 12 月の支給で年間 4.4 月分、0.1 月引き上げるように改めます。

再任用職員についても同様に勤勉手当の支給率を改定し、12 月の支給で年間 2.2 月、0.05 月引上げになるように改めます。

加えまして、別表第 1 の行政職給料表を表のとおり改めます。

一番最後のページになりますが、第 2 条であります。

第 2 条では、勤勉手当の支給率を改定し、令和 5 年 4 月以降のボーナスの支給率を 6 月 12 月の支給で一般職では年間 4.4 月分、再任用職員は年間 2.2 月となるように改めます。

施行期日は公布の日からであります。

第 2 条の規定の支給率は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

第 1 条の別表第 1 の行政職給料表は令和 4 年 4 月 1 日から、ボーナスの支給につきましては令和 4 年 12 月 1 日から適用します。

続きまして議案の第 2 号をお願いいたします。

例規集につきましては第 1 巻 703 ページからになります。

提案理由は、一般職の職員の給与の改定に準じて議員の期末手当につきましても同様に改定するため本案を提案するものであります。

改正の内容であります。裏面をお願いいたします。

第 1 条では、ボーナスの支給率を「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改め、12 月の支給で年間 3.3 月分、0.05 月引き上げるように改めます。

第 2 条では、令和 5 年 4 月以降のボーナスの支給率を 100 分の 165 に改め、6 月 12 月の支給で年間 3.3 月分となるように改めます。

施行期日は公布の日から、第 2 条の規定の支給率は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

第 1 条の支給率は令和 4 年 12 月のボーナスに適用します。

続きまして議案第 3 号をお願いいたします。

例規集につきましては第 1 巻の 721 ページからになります。

村の一般職の職員の給与改定に準じて村長、副村長、教育長の期末手当も同様に改正を行うため本案を提案するものです。

裏面をお願いいたします。

改正の内容につきましては、議員と同様に、第 1 条ではボーナスの支給率を 12 月の

支給で年間 3.3 月分、0.05 月分引き上げるように改めます。

第 2 条では、令和 5 年 4 月以降のボーナスの支給率を 6 月 12 月の支給で年間 3.3 月となるように改めます。

施行期日は公布の日から、第 2 条の規定の支給率は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

第 1 条の規定の支給率は令和 4 年 12 月のボーナスに適用します。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから本 3 議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に議案第 1 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 2 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案第 2 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 3 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第7 議案第4号 中川村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第5号 中川村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

以上の2議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第7 議案第4号及び日程第8 議案第5号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは議案第4号について提案説明をいたします。

例規集は第1巻517ページからになります。

提案理由は、定年の引上げを目的とした地方公務員法の改正を踏まえ、中川村職員の定年を引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため本案を提出するものであります。

定年延長の概要につきましては、さきの全員協議会で説明をさせていただきましたが、条例の内容について新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。横長の新旧対照表をお願いをしたいと思います。

まず、目次につきましては、条項が増えるため章立てとして整理をいたします。

第1章は総則になります。

第2章は定年制度に関する事項になります。

第3条では定年年齢を65歳に定めます。

第4条は定年による退職の特例に関するもので、定年に達した職員について3年を限度に引き続き勤務させることができる旨を定めます。

2ページの中段ほどをお願いいたします。

3章になります。3章は管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年に関する事項になります。

第6条では対象となる管理監督職の範囲として管理職手当を受ける職及びこれに準ずる職として定めます。

第7条では役職定年の年齢を60歳に定めます。

3ページをお願いいたします。

第8条では降任等を行うに当たって遵守すべき事項を定めます。

第9条から第11条までは役職定年の特例任用に関する事項で、公務に著しい支障が生じると認められる場合、引き続き管理監督職を占めたまま3年を上限として勤務させることができる旨を定めます。

5ページをお願いいたします。

中ほどの第4章につきましては定年前再任用短時間勤務制に関する事項になります。

第12条では60歳に達した日以降に退職した職員について短時間勤務の職に採用で

きる旨を定めます。

第13条では一部組合及び広域連合を退職した職員について短時間勤務の職に採用できる旨を定めます。

6ページをお願いいたします。

附則であります。第14条第3項では定年に関する経過措置として令和5年4月1日から令和13年3月31日の間において2年に1歳ずつ定年を引き上げることを定めます。

第4項では、60歳に達する年度の前年度において職員に対して60歳以降に適用される任用及び給料に関する内容、その他必要な事項を提供し、60歳以降の勤務の意思を確認するよう努めることを定めます。

施行期日は令和5年4月1日からになります。

また、改正附則では経過措置が定められています。

続きまして議案第5号について提案説明をいたします。

提案理由は、定年等に関する条例の改正に関連する条例の一部改正及び廃止を行うため本案を提案するものであります。

引き続き新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、第1条では中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

1ページの2条をはじめ、全体にわたりまして「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

第8条の3であります。ここでは定年前再任用短時間勤務職員の給料月額算出の方法について定めます。

2ページをお願いします。

第18条では定年前再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の支給について定めます。

3ページになります。

第24条では定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給について定めます。

第26条、第27条では定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給について定めます。

4ページをお願いいたします。

第9項では、当分の間、60歳に達した日以降における最初の4月1日以降の給料は職員の受ける号給に応じた額の7割とすることを定めます。

第10項では給料月額7割措置を適用しない職員を定めます。

下段の第11項から5ページの続きであります。これにつきましては管理監督職上限年齢調整額に関する事で、役職定年での降任による減額と給料月額7割措置により二重の給料月額引下げを受ける職員に対して、当分の間、当該職員に調整額を給料として支給できるように定めます。

第12項から第14項については管理監督職勤務上限年齢調整額の支給について定め

ます。

6 ページ 7 ページの表につきましては職員の区分を改めております。

以上が中川村一般職の職員の給与に関する条例の改正になります。

続きまして 8 ページをお願いいたします。

中川村職員の再任用に関する条例につきましては廃止をいたします。

続きまして、中川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、定年前再任用短時間勤務職員を報告の対象に定めます。

中川村職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例につきましては、懲戒処分の減給について処分の発令後に給料月額が変動した場合の取扱いを定めます。

続きまして 9 ページになりますが、中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休暇等を定めます。

10 ページになります。

中川村職員の一時休業等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業及び育児短時間勤務ができない職員に特例任用した管理監督職の職員を追加します。

11 ページをお願いします。

公益的法人等への中川村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、派遣できない職員として特例任用した管理監督職の職員を追加します。

12 ページになります。

中川村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例及び中川村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、「再任用短時間職員」を「定年前短時間勤務職員」に改めます。

施行期日は令和 5 年 4 月 1 日からになります。

また、改正附則の経過措置として暫定再任用短時間勤務職員の定年前再任用短時間勤務職員への読替規定等を定めています。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから本 2 議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に議案第 4 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 5 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案第 5 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 号 中川村第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは議案第 6 号について提案説明をいたします。

例規集は第 1 巻 1183 ページからになります。

提案理由は、会計年度任用職員の給与、報酬及び期末手当の支給額の適用を明確にするため本案を提案するものであります。

第 3 条第 1 項では、適用する給料表について年度当初のものによることを定めます。

第 12 条第 1 項では、期末手当について一般職の常勤職員の年度初日の例によることを定めます。

施行期日は公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用します。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 7 号 財産の処分について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。



○地域政策課長 議案第7号の提案説明をさせていただきます。  
 議案第7号 財産の処分についてであります。  
 提案理由は、県単道路改築工事に伴う村有地売却のため、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第3条の規定により本案を提出するものであります。  
 1の所在地であります。中川村葛島2679番6ほか2筆であります。  
 地目については雑種地及び山林。  
 地籍については3筆合計で2万7,060.81㎡であります。  
 処分の目的であります、令和4年度県単道路改築工事主要地方道松川インター大鹿線渡場から西下トンネル（半の沢工区）に係る村有地の売却であります。  
 処分の方法は長野県との売買契約となります。  
 処分価格は1,221万8,222円。  
 相手方は長野県であります。  
 詳細につきましては11月24日の議会全員協議会でリニア対策室から御説明したとおりであります。  
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。  
 質疑はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。  
 日程第11 議案第8号 中川村辺地対策総合整備計画の変更について  
 を議題とします。  
 提案理由の説明を求めます。

○地域政策課長 議案第8号 中川村辺地対策総合整備計画の変更について御説明させていただきます。  
 中川村辺地対策総合整備計画の一部を別紙のように変更するということですが、提案理由としましては、中川村辺地対策総合整備計画令和2年度から令和6年度までの一部を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により本案を提

出するものであります。  
 内容につきましては去る議会全員協議会で説明をさせていただきましたが、上北山方辺地に係る総合整備計画書に掲げた公共的施設の整備計画へ陣馬形の森公園内の避難小屋に厨房施設等を整備するため追加記載するものであります。  
 お手元の中川村辺地対策総合整備（第2次変更）の冊子のうち、今回の追加修正部分は赤字での記載をしてありますので、御確認をいただきたいと思っております。  
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。  
 質疑はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。  
 日程第12 議案第9号 土地改良事業計画の概要について  
 を議題とします。  
 提案理由の説明を求めます。

○リニア対策室長 それでは、議案第9号 土地改良事業計画の概要について説明いたします。  
 提案理由は、土地改良法第96条の2第2項の規定により本案を提出するものであります。  
 事業名は中川村営土地改良事業。  
 地区名は中川村片桐小和田地区。  
 目的は、農地の区画形質の改善、用排水路、道路整備、農地の集団化等を総合的に実施し、農地を機械の効率的な運行と合理的な水管理を行い得る生産性の高い条件に整備することです。  
 事業期間は令和5年度から令和14年度。  
 費用の概算は、総事業費18億6,000万円。  
 事業計画の概要といたしまして、整地工28.0ha、用排水路工 Lイコール3.1km、排水路工 Lイコール1.3km、道路工 Lイコール4.0kmを整備するものであります。  
 以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。

○議 長 質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕  
○議 長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。  
お諮りします。  
日程第13 議案第10号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第6号）  
日程第14 議案第11号 令和4年度中川村水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第15 議案第12号 令和4年度中川村下水道事業会計補正予算（第3号）  
以上の3議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第13 議案第10号から日程第15 議案第12号までを一括議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
○副 村 長 それでは、議案第10号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第6号）について御説明をいたします。  
議案書を御覧ください。  
初めに、第1条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,150万円を追加し、総額を43億8,400万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第1表によるもの。  
第2条 地方債の補正は、第2表によるものであります。  
5ページをお開きください。  
第2表 地方債補正であります。追加の高齢者憩いの家貯湯槽更新事業は、過疎債ハードからソフトへの組替え、林道維持補修事業は過疎債ソフト費500万円を新たに追加、陣馬形の森公園避難小屋改修事業は過疎債から辺地債への組替えであります。  
変更は各事業の執行見込みによる借入限度額の変更、廃止は先ほど申し上げた2事業の起債を組み替えるものであります。  
次に事項別明細書であります。事前に資料をお配りしてございますので主なものについて御説明をいたします。  
8ページの歳入からお願いします。  
1款 村税は本年度か税見込みによる各税目の補正で、全体で1,780万円の増額。

9ページ、13款 交通安全対策特別交付金は交付額の決定による補正。  
10ページ、16款 国庫支出金。  
国庫負担金は新型コロナワクチン接種に係る国庫負担金の増額。  
国庫補助金は個人番号カード交付、新型コロナワクチン接種に係る補助金の追加であります。  
なお、今回の補正予算では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正を計上しておりませんが、現在の計画事業の執行見込み、また国の補正予算による追加交付等を含め、今後の補正予算で調整をさせていただく予定であります。  
続いて11ページ、17款 県支出金の補助金及び委託金は、それぞれ補助金額の交付決定等による補正。  
12ページ、18款 財産収入の土地売払い収入1,221万8,000円は、先ほど議案第7号で御承認をいただきました主要地方道松川インター大鹿線の道路改築に伴う半の沢地籍村有地の売払い収入であります。  
13ページ、19款 寄附金は、ふるさと応援寄附金の実績及び収入見込みにより1,000万円を増額。  
14ページ、22款 諸収入。  
受託事業収入、水源林造成事業収入は事業実績による受託金の減額。  
雑入、その他建設環境関係1,250万円はリニア中央新幹線関連事業に係るJR東海からの負担金であります。  
15ページの23款 村債は、第2表の地方債の補正で御説明をした内容のもので、全体で920万円の減額であります。  
続いて歳出について御説明をいたします。  
各費目にわたって、給与改定等に伴う人件費の補正、また電気料金等高騰に伴う光熱水費の増額補正がありますが、説明を省かせていただきます。  
初めに17ページ、2款 総務費であります。文書広報費の広報費は村のホームページ改修に向けてのコンサルティング業務委託料の追加とオンライン配信やデジタル映像保存のため古くなったビデオカメラ及び機材を更新するものであります。  
電子化推進事業の役務費20万4,000円は、昨年度、各地区集会施設の設置をしました無線LANのインターネット利用料につきまして、設置後1年間、本年12月分まで村が負担し、以降は地区管理として定額補助をする方針でしたが、災害時一時避難所としての機能強化や今後の地域DX推進を踏まえ、来年1月以降は一律で光スーパ-30メガで村が契約し、利用料を全額負担するという方針としたため、自治振興費の補助金を減額し、1月～3月分の利用料を追加するものであります。  
18ページ、庁舎管理費、委託料の庁舎時計改修設計業務は、老朽化により不具合が発生しております役場庁舎の設備時計及び放送設備等を更新するため設計業務を委託するものであります。  
備品購入費は、集落センター会議室のブラインドの設置、古くなった机、椅子等の更新であります。

企画費、企画総務費の交付金は、出生時1人10万円の子育て応援特別定額給付金につきまして来年3月までの出生数の見込みにより追加するものであります。

ふるさと応援寄附金関連事業は、先ほど申しあげましたふるさと応援寄附金の増に伴う返礼品経費等の増額であります。

19 ページ、むらづくり事業の交付金40万円は、物価高騰により影響を受けている村出身の学生等に対し生活支援のため1人につき1万円を交付するもの。

地方創生推進事業は、子育て世帯住宅取得支援事業等につきまして申請件数の増による増額。

償還金利子割引料は、先日の全協で御説明をしました内容のもので、令和2年度に貸付けを行った県及び村の制度資金につきまして、借換え等で早期返済のあった貸付けに係る保証料につきまして交付金の返還をするものであります。

20 ページ、リニア中央新幹線関連事業、委託料は、小和田地区土地改良事業の予備設計業務の委託料の追加。

特定目的基金費は、歳入で増額したふるさと応援寄附金1,000万円について、返礼品等の関連経費を除いた700万円を基金に積み立てるものであります。

21 ページの徴税費、税務総務費の償還金、利子及び割引料は、固定資産税等の修正申告に係る還付金。

住民基本台帳費の需用費、委託料は、マイナンバーカード申請受付経費等の追加。

選挙費につきましては、村議会議員選挙が無投票になったため予算残額を減額するものであります。

続いて24 ページ、民生費であります。社会福祉総務費、障害者支援事業は、療育施設利用負担金の追加。

老人福祉費、老人福祉事業の交付金80万円は、原油価格、物価高騰に係る介護保険事業所への支援として、県の支援金とは別に事業所規模に応じて5万円～20万円の補助を行うものであります。

25 ページ、児童福祉費、償還金、利子及び割引料は、国及び県の子どものための教育・保育給付交付金の前年度清算金であります。

26 ページの保育所費の委託料は、保育園の照明器具LED化等工事に係る設計業務の委託料であります。

次に27 ページの4 款 衛生費であります。予防費、予防事業の補助金は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を抑えるため、対象を18歳以下の者に拡大しインフルエンザワクチン接種費用の補助を行うもの。

新型コロナワクチン接種事業は、オミクロン株対応ワクチンの集団接種に係る経費の追加であります。

次に29 ページ、6 款 農林水産業費であります。農業振興費、農業振興事業の交付金850万円は、燃料価格高騰負担軽減支援事業交付金350万円の追加と、農業資材等価格高騰により影響を受けている担い手農家の支援を行うための交付金として500万円を新たに計上するものであります。

30 ページの農業施設管理事業の工事請負費は、農産物加工施設の新たな施設利用に対応するため電源、エアコン設置の工事を行うもの。

備品購入費は、学校給食用等のパン加工作業台の更新であります。

人・農地問題解決事業は、農業次世代人材投資事業の給付受給者の確定による交付金の減額。

国土調査費の委託料は、今年度の補助金の決定と事業費の実績見込みによる減額であります。

31 ページ、林業振興費、林業振興事業の委託料100万円は、主要地方道町川インター大鹿線沿いの村有林の支障木伐採業務の委託料の追加。

林道管理事業の工事請負費700万円は、増破した広域林道陣馬形線災害復旧工事の増工分の補正であります。

村有林管理事業につきましては、水源林造成事業の事業量の減による減額であります。

続いて32 ページ、7 款 商工費であります。商工振興事業は、県制度資金の借入申込み実績及び見込みによる保証料補給金の増額。

獣肉加工施設の工事費は、獣肉加工施設進入路の舗装と排水工事を行うものであります。

33 ページの地場センター管理事業の工事請負費と委託料は、地場センター入り口付近の雨漏り修繕のため屋上部の防水塗装等改修工事を行うものであります。

次に34 ページ、土木費であります。道路橋梁費、道路維持管理費は、地元要望箇所や通学路の交通安全対策のため村道維持修繕工事費、残土処理工事費等の追加、づく出し事業補助金の増額等であります。

35 ページの河川費、河川整備事業は、鳳来沢川改修測量設計・用地測量業務委託料の増額。

住宅管理費の工事請負費2,000万円の減額は、アルプスハイツ中組の外壁屋根修繕・設備交換等工事について実施設計段階での現場精査により当初見込みより工事金額が少なくなったため減額をするものであります。

36 ページの消防費は記載のとおりであります。

37 ページ、10 款 教育費であります。教育委員会事務局費の報償費46万8,000円は、来年度の中学校新入学生から小学校と同様に生徒用かばんを村から贈呈するため、かばんの購入費として新たに計上するものであります。

学校給食費の交付金50万円は、食材価格高騰による給食費への影響を軽減するため、食材費値上がり分について村が助成するものであります。

38 ページ、中学校管理費は、旧パソコン教室の机、椅子を撤去し多目的ルームとして整備するための費用を追加。

39 ページの文化施設管理費、アンフォルメル中川村美術館管理事業は、アトリエ棟改修工事増工分の増額であります。

最後に、14 款 予備費を5,401万7,000円減額し予算の調整を行います。

○建設環境課長

なお、歳入で申し上げましたとおり、今回の補正予算で計上した事業の中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当できる、活用できる事業につきましては、今後の補正予算におきまして財源を調整させていただく予定でありますので、よろしく願いをいたします。

以下、給与改定に伴う給与費明細書等を添付してございますので、御確認をお願いします。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議案第 11 号 令和 4 年度中川村水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う負担金及び動力費の増加等による収益的収入支出の補正をするものであります。

第 2 条 収益的収入について、営業収益に 2 万 1,000 円を増額し、総額を 1 億 3,127 万 1,000 円とし、支出については営業費用に 252 万 4,000 円の増額をし、総額を 1 億 2,736 万円とするものであります。

第 3 条は、職員給与費を人勧に伴い記載のとおり改めます。

13 ページの予算実施計画明細書を御覧ください。

営業収益の消火栓維持管理負担金 2 万 1,000 円の増額は、一般会計との取決めによる人勧の反映によるものです。

次ページ、営業費用の原水及び浄水費の動力費 253 万 5,000 円の増額は、電気代の値上がりによるものです。

総係費では、給料、手当等について、人勧等の結果、総額額は 1 万 1,000 円の減額をするものであります。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しいただき、提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 12 号 令和 4 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、電気料金の値上げ等に伴う収益的支出の補正をするものです。

第 2 条 収益的支出について、営業費用に 148 万 5,000 円を増額し、総額を 2 億 9,068 万 3,000 円とするものであります。

第 3 条は、職員給与費を人勧に伴い記載のとおり改めます。

12 ページの予算実施計画明細書を御覧ください。

営業費用の処理場費 139 万 8,000 円の増額は、処理施設に係る電気代の値上がりによるものです。

総係費 8 万 7,000 円は、人勧等の結果によるものであります。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから本 3 議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9 番 (大原 孝芳) ちょっとお聞きします。

一般会計補正予算の 35 ページ、住宅管理費の中の工事請負費 2,000 万円が減額という説明がございました。これはアルプスハイツ中組の改修工事だと思います。あの当時、設計コンペでやった建物だと思います。

それで、私が予算のときにどういう業者さんが工事されるんですかって言ったら、あえて設計コンペをやったときの業者さんじゃない方で大丈夫だっていうようなお話をお聞きしてまして、今回これだけ大きく減額するっていうことは、少なくともよかったねっていう話じゃなくて、やっぱり当初から、きちんとした見積りなり、そういった形で予算計上されるべきだと思いますので、ちょっと今回のこういった大きな差額についての説明をお願いしたいと思います。

○建設環境課長 まず、今回の工事につきましては、外壁、屋根、設備交換というような形になっております。

当初の設計において予算を取るときに概算見積りについては、外壁の部分の見積りについては、あそこはタイル貼りになっておりますのでほぼ全部を取替えというような予算を取っておきました。

それで、今年度に入りまして詳細に設計する中で全面的取替えは必要がないということに結果としてなりましたので、必要な額で工事請負を計上し、工事に持ち込んだためということでもありますので、御了解をお願いしたいと思います。

○9 番 (大原 孝芳) 内容は分かりました。

とかく、設計見積りっていうか、そのときに、やっぱり過去にも大きく減額されたことがありまして——建築だかどこだったか覚えがないんですけど——ですので、やっぱり本来の姿に近いそこそこの金額を計上されるのが本来の姿じゃないかと思えますので、今回のこういったことは今後も起き得ることだと思いますので、ちょっとまた、今後もいろいろ発注されて見込みが狂うことは当然あり得ることなんですが、やっぱりより近い数字にさせていただくことがあるべき姿だと思いますので、そんな御配慮をお願いしたいと思います。

意見として申し上げます。

○議長 ほか質疑はありませんか。

○5 番 (桂川 雅信) 実は私も同じ項目で非常に疑問を持っておりまして、建築物の工事請負費の概算で予算を立てるときの概算額の精度の管理をどうやっているのかということについて——今の大原議員の質問と同じですが——今までにもこのことについて何度か私は議会で質問をしたりお答えをいただいたりしていたと思います。

この問題は、行政内部に専門家がないということで非常に大変な業務だというふうに思うんですが、この精度をきちんと上げるということについて今後も一段の努力をしないと同じようなことが頻りに繰り返されるんじゃないかというふうに思っています。

特に建築物の建築設計あるいは設備設計に関しては同じことが繰り返されていますので、そのことについては、ぜひ概算時の精度を上げる工夫を行政のほうに取ってい

○建設環境課長 ただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。  
 意見をありがとうございます。  
 そういうふうに言われる実態があるということでもありますので、よく精査して予算計上をするようにしたいと思っております。  
 一応、相談機関ということで長野県の外郭団体であります住宅供給公社と相談をした上でありますけれども、より精度を高めるように実施していきたいと思っておりますので、御了解をお願いします。

○副村長 すみません。私のほうから補足をさせていただきますが、当然、村営住宅、公営住宅の改修につきましては、長寿命計画を立てる段階で県の住宅供給公社のほうに委託をして計画してまいりました。  
 それで、アルプスハイツ中組の改修につきましても住宅公社のほうの概算見積りの中で出していただいた金額であります。先ほど申し上げましたとおり、実施設計の段階でよく精査、調査をした結果、全面的に外壁を補修する必要がないということによって大きな減額となっております。  
 ただ、今御意見をいただきましたとおり、予算計上の段階でもう少し精査をするべきであったというふうに思っておりますので、今後は留意をしてみたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 これで質疑を終わります。  
 次に議案第10号について討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 討論なしと認めます。  
 これから議案第10号の採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。  
 次に議案第11号について討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 討論なしと認めます。  
 これから議案第11号の採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。  
 次に議案第12号について討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 討論なしと認めます。  
 これから議案第12号の採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。  
 ここで暫時休憩とします。再開は午前10時50分とします。  
 [午前10時28分 休憩]  
 [午前10時50分 再開]

○議 長 会議を再開します。  
 日程第16 一般質問を行います。  
 通告順に発言を許します。  
 7番 島崎敏一議員。

○7 番 (島崎 敏一) 私は、一般通告書に基づき、本日3点の質問をします。  
 1つ目は「LGBTQ(性的少数者)の方々が、安心して暮らすための取り組みについて」です。この質問を通してLGBT——性的少数者の方々への理解を広げるための取組について提起します。その根拠として、性の在り方への理解の重要性と差別は思いやりだけでは決して解決されない問題であるということをお話しします。  
 では、詳しく説明します。  
 先月——11月8日に行われた中川中学校の子ども議会においてLGBTQについての一般質問がありました。  
 また、長野県では来年度からLGBTQなど性的少数者のカップルを公的に証明するパートナーシップ制度の導入を目指しています。  
 ちょうど今日の新聞に駒ヶ根市が行っているパートナーシップ宣誓制度の第1号のカップルが誕生したという喜ばしいニュースがありました。  
 ただ、この制度だけでは当事者の方々が安心して暮らせる村づくりには到底至りません。多様な性の在り方を受け入れていくために、私たちはLGBTQやSOGI——SOGIと書いてソジという言葉があるんですが——正しい知識を身につけ、理解を深めていくことが必要です。  
 資料の3枚目と4枚目を御覧いただきたいんですが、ちょっと説明しますと、日本国内において20歳～59歳の約9%がLGBTQに属しているという調査結果が出ています。約11人に1人という計算です。この統計を基に考えると、中川村にも必ず当事者がいるということが分かります。  
 また、人の性の在り方について表現するためにSOGIという概念があります。  
 資料の2を見てください。  
 4つの英単語からつくられた言葉です。セクシュアル・オリエンテーション——性的な関心がどの性に向くか、ジェンダー・アイデンティティ——自分の性をどのように自認するか。ここには、いわゆる普通の男性、普通の女性という区分けはありません。脳科学的にも男性と女性の区分けはグラデーションのように分かれていること

が実証されています。

私自身の性をSOGIの概念で表現しますと、シスジェンダーの男性でヘテロセクシュアルです。性別は男性ですが、割合は断言できませんけれども女性らしさを感じているということになります。

私自身、この概念を数年前に知りまして、人間関係がとても楽になりました。無理に男らしくしなくてもいいのだなあと、とても腑に落ちた記憶があります。

これからの時代は、男女の区分けではなく、自分らしさの時代です。時代や社会に合わせた正しさは、学ばないと理解できません。これは参考程度に資料1にもありますので、後で御覧になってください。

まず、私たちは事実を知ることから始め、だんだんに理解を広めていく必要があります。効果的な啓発活動を一番必要としているのは中高年以上の世代だと思います。

私自身も過去にこういったジェンダー、LGBTQの問題に関して不謹慎な態度があったことを反省し、今後に向けて勉強中の段階です。

従来の男は男らしく女は女らしくに色濃く染まった時代を駆け抜けてきた方々にこれらの概念を少しずつ無理なく理解してもらうためには、どのような手段があるでしょうか。村長の考えをお尋ねします。

○村長 まず、子ども議会を過日開催したところでございます。その中でも一般質問に取り上げられました。そのときに私が答えたのは同性パートナーシップ制度についてでございますが、今、議員のおっしゃられたようなLGBTQなど性的少数者のカップルを自治体が証明する制度が1つであるということをお答えしたところでありまして、先ほどの記事は、今朝の長野日報にも出ておりましたので、私も目を通させていただいたところでございます。

長野県もこれから市町村や民間事業者に制度の趣旨を理解してもらい協力を求めていくというような方針のようでございます。

次代を担う子どもたちという立場のことを言うわけではありませんが、中学校では既に現実の話として人権に関わる知識について私たちよりもはるかに学び、体感をしているというようなことを思っております。問題も知っておりまして、どうしたらいいかっていうことを真剣に考えている、そのことが子ども議会での質問、投げかけになっておるのかなと思っております。

7番議員が指摘されます中高年以上の世代への効果的な啓発は具体的にどういうことを考えているかっていうことですけれども、おっしゃるとおり、このことがまずはキーになるだろうなというふうに思います。

11月22日には中川村人権・男女共同参画講演会に合わせて人権フェスティバルということもありまして、LGBTQをテーマとした講演会を開催したところでございます。昨年も同じテーマで講演を行いまして、今回の11月22日は70人の方の参加がありました。

回収したアンケートの中から特に私が思ったのは、60代以上の関心がかなり高かったということをおもいます。

幾つか感想を御紹介いたします。

「今日の講演会はとても勉強になった。できるだけ大勢の人が内容を共有できればいい」「多様性が認められる人にならなければと感じた。このことを自分の職場に置き換えて考えていきたい。どうあるべきか」「気づいていないだけで、自分の周りにも誰にも言えずに悩んでいる人がいるはずである。職場にも地域にも、もしかしたら自分の子どももそうかもしれない。これからの社会は正しい知識を得て全ての人が生きやすい社会にするということが大切だと感じた。そういう意味で今日の講演会はとても有意義だった」ということでございます。

こういうふうにありますように、まずは、やはり啓発活動を深めていくこと、これがこの問題を正しく理解していく鍵になるだろうというふうに思います。

それがアンケートから真剣に読み取れるわけでございまして、この中でも自分事として取り組もうとする姿勢が見え、今回の講演会のように当事者の方から学ぶ機会の重要性を感じたということでもあります。

私ごとに帰るわけでありまして、社会通念の一般的な中で生きてきた私たち——私たちという言い方はちょっと逃げになるかもしれませんが、私としては、このことを理解するにはちょっと時間がかかると思いますが、やっぱり事実を正しく知り問題を理解していく、全ての人が生きやすい社会を目指していくということが求められているというふうに思います。

そのためには、やはり今回のような講演会、こういったものを継続的に積み重ねること、それにより一人でも多くの方がこうした事実を受け止め周りに広げていただくこと、こういうことがまずはキーになるだろうなというふうに思っております。

ただ、今日の長野日報の記事を私も見たところでですけど、これを見るだけでも、読まれた方は、やはり、いわゆる多様性といいますか、性に関してもそうですけど、少数者といっても先ほど議員がおっしゃられたとおり社会の中の8.9%——去年の調査結果もそれだけの率があったかと思えます。それだけの方がいるってということと相まって、やはり駒ヶ根市の中で具体的にパートナーシップ宣誓制度に基づいて証明がされたという事実、これがやっぱり大きいだろうと思っております。

いずれ私どもの村でもそういうことを考えて具体化をする時期が来るだろうと思えますし、早めにそれをしなければいけないんですけど、それにしても、やはり、まずは意識的な啓発活動、これが必要だというふうに感じております。

○7番 (島崎 敏一) 啓発活動が大切だという答弁は理解しました。

特にケアが必要だと思うのは、性の芽生えが始まる小学校高学年、中学生、高校生の子たちに大人がどのような言葉をかけていくか、それを言っちゃおしまいだよってというようなことを自分たちの息子や孫世代にできるだけ言わない世の中にしていくべきだと思うんです。

啓発活動といいましてもいろいろあると思います。1回で終わってしまう講演会もあれば、意見を交わすようなシンポジウムもあると思いますが、中川村の公民館として何か具体的な計画や思いなど、展望などありましたら教えてください。

○教育長 公民館の対応のお尋ねでございますけれども、今のところ公民館の講座等での取扱いについては予定されておりません。今の公民館の講座につきましては村民の皆さんの関心や御希望も含めての対応ということもありますので、そういった中では、こうしたLGBTQ等のことについても今後テーマとして講座を開く可能性はあるかなあとは思っておりますが、今のところはまだ想定をされておりません。

ただ、今、村長から答弁がありましたように、人権あるいは男女共同参画、そういったところで昨年度に引き続きという形でお示しをいたしましたけれども、行政としても関心を持ってこの問題について取り上げていくと、そういう思いは持っております。

○7番 (島崎 敏一) 今、教育長がおっしゃられたように継続的に、去年もやりましたし、今年もやったし、来年度もやっていくということで、継続的に啓発活動ということを行っていくという答弁を得られたので、次の質問に移ります。

やはり啓発活動から得た思いやりだけでは差別は解決しません。それは、あくまでも個人の問題と捉えられてしまうことが多く、社会全体の問題に発展しにくいことや、よかれと思ったことが当事者にとっては差別になってしまったりする、そういったことが考えられると思います。

行政では啓発活動と同時に今まで当たり前となっていた制度や社会環境を変えてゆかねばなりません。条例制定や行政サービス・インフラの整備など、啓発活動と同じく実効性のある具体的な行動を取るべきだと思います。

これもちょうど本日の信濃毎日新聞に松川町が来年度から中学校の制服をジェンダーレスということで標準服を導入するという取組が載っていました。これは、昨年12月、女子生徒が校内のアンケートで提案して、PTAや学校などで検討し、来年度導入という大変スピーディーな対応を取っておるのですが、中川村でもこういった可能性や考えなどはありますでしょうか。村長にお尋ねします。

○教育長 今、中学校の制服についての御指摘がありましたので、その点については教育委員会のほうの立場でお答えをさせていただきます。

私も今日の新聞報道で松川町松川中学校の取組について承知をいたしました。

また、現状では、このタイミングで制服の検討をするところについては、こうしたジェンダーレスの取組をしているところがあるというふうに承知をしております。

中川中に関して申し上げますと、今は子どもたちが主体になってこうした制服の問題等々を考える形を入れてきておりまして、今は制服についても子どもたちと検討しているという状況であります。制服そのものについてどうするかということもありますので、過日は子どもたちが私服登校ということを3日間やりまして、そうした中で制服の意味というものも考える、そういった体験的な学習も進めております。

これから制服についてはさらに検討を深めてまいりますけれども、そうした検討をしていく1つの要素として、こうしたLGBTQのような課題、ジェンダーレスの課題というものは当然入ってくると思っておりますので、そうしたこともまた1つの要素として踏まえて検討が進むものというふうに考えております。

○7番 (島崎 敏一) ありがとうございます。

そのほかに何か具体的な取組などありますでしょうか。例えば役場の書類の中での不要な男女の丸つけ、そういったことを撤廃するなど、そういった取組へのお考えを村長にお尋ねします。

○村長 性別の申請、これについての不要論は出ておりますので、電子化と併せて、いわゆる申請書類の見直しも不要なものなくしていこうという方向で検討を進めたいと思います。

○7番 (島崎 敏一) ぜひ啓発活動と同時進行でそんなようなことも進めていただきたいと思います。

将来に展望のある答弁をいただいたので、次の質問に移りたいと思います。

質問の2つ目、これもLGBTQの質問と同じように性の在り方の差別を根っこに抱えている問題です。「村内の男性の育児休業の促進に関して」です。この質問を通して男性の育児参加への制度的な支援について提起します。

その根拠としては被雇用保険者の育児休業取得者増と農家・非正規・フリーランス事業者への育児補助への取組の2点があります。そのことについて詳しく説明します。

ちょっとスケールの大きな話なのですが、父親という存在は人類が考案した社会的な発明です。出産を経て雌は母親とならざるを得ない半面、雄は社会的なルールや家族関係の中でだんだんに父親となっていきます。

昭和、平成の女性が子育ての大半を担う時代から、男女の区別によらない新しい時代へと変わりつつあります。これからの父親の在り方については時代に即した仕組みになってほしいというのが一人の父親としての切なる希望です。

公益財団法人日本生産本部が入社半年の男性社員に育児休業の取得意向調査をしたところ、79.5%もの人々が取得を希望しています。しかし、現状の取得率は全国平均で13.9%にとどまっています。

そんな現状の中ですが、政府は2025年までに取得率を30%までにすると目標を設定しております。

村内の事業所でも育児休業の取得率は非常に低く、役場内では現在0%となっているのが現状です。村内の非雇用保険者男性の育児休業を促すために、まずは役場内から行動を起こして村内企業へと提案するべきではないでしょうか。

役場内においては、女性職員は産休のための計画書を提出することになっています。しかし、男性職員には希望休業のための育休、育児休業希望者の業務引継ぎの仕組みが現在はありません。

男性職員も女性職員と同程度の育児計画書を提出して育児休業を取りやすくする仕組みが必要と思いますが、村長の考えをお尋ねします。

○総務課長 私のほうから代わって答弁をさせていただきます。

9月の定例会で中川村の育児休業等に関する条例の一部改正をお認めいただきました。これによりまして、男性の育児休業制度が充実し、職員が仕事と子育ての両立を図りやすく、次代を担う子どもたちの育成を支援する体制を整える準備ができたところでもあります。

女性職員の育児休業につきましては、希望する機関に長短はございますけれども、100%取得できています。

しかし、男性職員につきましては、部分休業——これは子どもが小学校入学前までの間に1日につき2時間まで取得できるという制度ですが、これを活用した男性職員はいますけれども、育児休業を取得した男性職員は残念ながらいないところでございます。

育児休業を希望する男性職員が取得できるような体制整備が必要です。総務課を窓口としまして育児休業のほか子育てに関する休暇や制度の説明を行い、男性職員の考える子育てに関する産休、育休等の取得計画書といったもの——これは県とかにも既にありますので県や他の自治体のものを参考にしながら作成をしていきたいというふうに思います。これを提出していただきまして、その計画に合わせまして職場環境の整備を進めていきたいと考えます。計画書のほうを事前に提出していただくことによりまして職場の体制ですとか職場の理解も得やすくなるというふうに考えます。

また、今回の育児休業の改正では、取得回数が緩和されたことなどによりまして短期間の育児休業も取得しやすくなったというふうに考えます。制度が充実したことから、相談環境の充実、職場環境の整備、そして男性職員の意識の向上を図り、育児休業を希望する男性職員が取得できるような体制を整えていきたいというふうに考えております。このことによりまして、男性の育児参加のみならず、女性の活躍の推進に資するものと考えております。

○7 番 (島崎 敏一) 育児休業取得への前向きな姿勢を感じることができました。

ただ、実際のところは、やはり組織に属していると、上司の意見であったり人手が足りないであったり、赤ちゃんがいるような30代40代は——20代もそうですが——上司の顔色というのが非常に気になるところで、なかなか言い出せなかったり自分の意見を通せなかったりする部分もあると思うのですが、上司、課長ですとか役職を持った方々の意識の統一などをしていくべきと考えるんですが、そういった積極的に育児休業を子育て世代に取ってもらおうというような、そういった意識の統一などはありますでしょうか。

○総務課長 今のところ役場全体で取得の向上といったような取組はしていませんけれども、今後については、該当する職員だけではなく、役場全体での必要性といったところについて何か勉強する機会等について検討していきたいというふうに思います。

○7 番 (島崎 敏一) ぜひ検討していただきたいと思います。

引き続き質問をさせてもらうんですが、今度は非正規の方々についてです。

政府は、来年度、いわゆる非正規、農家、自営業、フリーランスの事業者に向けて月二、三万円程度の産後給付金の検討をしています。

私自身も非正規雇用者でした。現在、非正規の人たちは育児休業という制度そのものに該当しません。雇用保険では育児休業中は基本給の67%が給付されますが、非正規の人たちはゼロです。

私ごとになりますが、私たちの家族は2人の子どもを授かりました。核家族のため

出産時は1か月近い育児休業という名のお休みを取りました。無収入でしたが、家族が増えるという喜びを体験とともに感じることができました。収入はありませんでしたが、本当に私の体験は人生の宝物と言えるものです。無収入なのは自己責任で休んだからだと言えればそれまでのことですが、それだけで切り捨てないでいただきたいと思います。

このような育児休業のような制度があったらいいなというフリーランスの事業者の家族は村内にもいます。

あくまでも参考のデータとなりますが、村内の納税状況から非正規の方々の割合を出してみました。ちょっと口頭で申し訳ありませんが、何かしらの収入がある方が村内には4,049人います。そのうちの男性が1,934人、約半数で、その中で子どもを育てる可能性がある人——これは男性でいうと18歳～59歳を選び、そうすると966人います。それで、その中で社会保険に加入していない可能性が高い方は272人いるということが分かりました。これは子どもを育てる可能性がある18歳～59歳のうち何かしらの収入がある人の28%に当たります。

このような非正規、自営業者、農林業従事者などの方々への産後給付金の制度について村独自の補助の取組についてなどがありましたら村長の考えを聞かせてください。

○村 長

議員のおっしゃいましたとおり、国では非正規の方についての給付を検討しておるということのようでありまして、財源の問題、国が決めるということは国が給付をするんでしょうけれども、それをどういう形で配分をして、市町村が例えばそれに何かのお金を付加して給付するっていう方法もあるでしょう。ただ、全体の議論にはまだなっていないということなんです。

ただ、現在開会中の臨時国会では第2次の補正予算が成立をいたしました。その中で特に言われておりますのは、妊娠してから出産、子育てまで、特に身近な伴走型の相談支援と経済支援を一体として実施するということが示されておまして、ちょっと今日は補正予算の中身は申し上げませんが、特に支援が手薄なゼロ歳～2歳の低年齢期に焦点を当てて妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援を充実なさいということでもあります。これは人的な支援であります。これについての国からの支援、もちろん市町村の支出も6分の1程度あるようでありまして、こういったことがもう決まっております。

そういう意味では、今、議員のおっしゃられましたようなこともいずれ具体化されるだろうというふうに思っております。

そういう意味で、村としてどうするかということは、先ほど該当になるだろうという18歳～59歳の方が272人いらっしゃるというお話がありましたので、考えてみるとこれは結構な数字かなと思います。どういうふうな給付があるのか、法律等で決められたときには市町村がそれに幾ら追加して支援をするというようなことになるかもしれません。

ただ、そうなった暁には、当然、交付税ですとか、いろんな、それぞれ——保険か



らということは多分あり得ないと思いますけれども、全体のフレームはこれから決めていくことだろうと思いますので、これについては注視をしていきたいし、非正規の方のこういう在り方も、正規の雇用者が守られているってだけじゃなくて、当然、同じ働いている日本の国民でありますし、そういった意味ではあるべきだろうと思っておりますので、まず国の考え方を注視してまいりたいと思っております。

○7 番 (島崎 敏一) 前向きな答弁をいただきありがとうございます。

実際に子どもの数が少ない中で、フリーランスの中で育児休業を取りたいという人、年間のそういった給付を受けたいという方は、大事な制度ではありますがけれどもそんなに人数は多くないという状況で、そういった子育て支援施策があるというだけでとてもいいアピールになると思いますし、前向きな検討をお願いしたいと思います。

次の質問に行きたいと思えます。日本で最も美しい村連合に加盟している村としての、古民家保全・活用についてです。この質問を通じて景観づくりにおける行政の姿勢について提起します。

その根拠として現在までの古民家の維持管理についてと文化庁の登録有形文化財建造物登録制度の2点についてお話しします。

では、詳しく説明します。

本村は日本で最も美しい村連合に加盟しています。日本で最も美しい村連合の基本理念には、

失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観や環境・文化を守り、地域資源を生かしながら美しい村としての自立を目指す運動を展開していきます。(中略)

自然と人間の営みが長い年月をかけてつくり上げた本当に美しい未来を残したい、小さくてもオンリーワンの輝きを持つ日本の美しい村を

とあります。まさしく風景は重要な社会資本であり、組織で守っていくものだと認識しています。

しかし、この理念について村は実効性のある取組を行ってきたのか、非常に疑問が残ります。

特に古民家等の景観を守る活動については、個人の所有物だからという理由から、完全に家主さん任せの状況です。そして、担い手である家主さんたちの多くは、高齢化により維持管理が日ごとに難しくなっています。取り壊されてしまった魅力的な古民家もあります。

個人の所有物に行政の介入は難しいということは百も承知の上で、改めて村長の考えを聞かせてください。

○村 長 御質問の古民家の一例につきましては、美里地区のかやぶきの家を指してそうおっしゃっているのかなというふうに思っております。この民家に関しましては、残念ながら今年の7月に解体をされました。このかやぶきの家は、村の代表的な景観の1つでもあります。中川村を代表する景観ということでポスターにもなっておりますので、このかやぶきの民家は皆さん御存じかと思っておりますけれども、春の桜、秋の紅葉の季節には、背景のアルプスの山並みとともに、カメラマンの被写体として多くの方

が訪れ、これを写真に収めているということでもあります。

数年前から取壊しの意向については伺っております、地域の皆さんとともに保存に向けての協議を続けてきたところでもあります。

昨年からは、より具体的に所有者の方と保存に関する話し合いを何回か行ってまいりました。結果としてこのような状況になったことは大変残念なことであると感じております。

具体的な協議の中では、村の代表的な景観であることからクラウドファンディングを活用した保存などの提案を行ってきたところでもあります。

結論から申しますと、議員も言われましたが、個人の方の所有であることから御本人の意向が最優先であること、生活と一体となった建物であることから同様のことが言えます。

農村文化を保存し伝承するという点では、歴史的、文化的、あるいは景観的資産として価値のある建造物の保存は大変重要なことであるというふうに考えております。

歴史的な価値のある建造物につきましては、村の文化財として指定し保存するという方法が1つあります。

また、景観上保存すべき資産につきましては、中川村美しい村づくり条例の第10条でこういうふうにならざるを得ないというふうな状況で、「村長は、村の良好な景観の形成に特に重要な役割を果たすと認められる建造物、樹木、史跡等又は地域で、将来にわたって保全する必要があると認められるときは、景観保全資産又は景観保全区域(中略)に指定することができる。」というふうに定めております。

また、これに指定された場合には、保全のために必要な助言、指導、また一定の助成を行うことができることも規定をされております。

かやぶきの家につきましては、この対象にできないか協議をした経過もありますけれども、一定の制限が求められることですか、所有者及び周辺地域の同意が必要であるということから、指定には至りませんでした。

いずれにしても、村として保存していくべき資産の考え方、この基準がしっかりしていないと、これを残してこれは残さなくてもいいだろうというわけにもいきませんし、これを明確にしていくこと、もう一つ、個人の所有物である資産につきましては所有者の考えがやはり第一になります。

また、何らかの形で指定したとしても公費としてどこまでの支援が可能か、地域、民間団体等と連携した保存あるいは活用のほうがないかなど、個々のケースに応じての判断や対応が必要ではないかというふうに思っております。

取り壊されてしまいましたけれども、今申し上げたように、これに関しては村としても何とか残す方法を探ってきたところがございます。

○7 番 (島崎 敏一) 美里の古民家の件を村長はお話しされましたが、そこに限らず、私は、村に当たり前にある景観、母屋の脇にある土蔵であったり、昭和初期に建てられた立派な古民家であったり、そうでなくても中川村らしい古い住宅がだんだんと壊されて景色が変わってってしまうことにすごく寂しさを感じています。

日本で最も美しい村連合に加盟していて、こういった古民家保全に対して今までに何か利点ってというのはありましたでしょうか。

○村 長 連合に加盟しているの利点といますか、こういう民家に対しての目の向け方が変わったとか、個々のものに対してどうしようってことは特にありません。

ただ、先ほど島崎議員が日本で最も美しい村の目指す理念をお話しになりました。連合に加盟している中で、例えば、1つは原村という村があります。この村の中では、土蔵の、何ていいますか、こたてで絵を描くといえますか、そういう独特な文化が残っていますので、ひとつこのことを残していこうという運動をしているということは、私は原村の美しい村連合としての紹介を見たときに知りました。

ただ、この精神だけは残っているだろうなあと考えておるのが、実は、坂戸橋の重要文化財課に伴い、あそこ全体の景観——桜並木であります——これは建造物ではありませんが——これが古くなったんで一旦は切るけれども、やはりもう一度並木を復活していくというのが美しい村連合としての在り方、村の1つの考え方としては精神に残っているかなあとというくらいでございます。

○7 番 (島崎 敏一) 近隣の市町村に古民家の保全、活用について話を聞きに行くと、日本で最も美しい村連合に加盟していることをとてもうらやましがられます。なので、本当に有効に使うというか、しっかり連携を取って知恵を出し合うとか、仕組みをつくるですとか、住民活動を高めるとか、ぜひそういったことを村も一体になって取り組んでいただきたいと思います。

それで、そういった保全、活用、生かす取組として文化庁が登録有形文化財建造物制度というものをつくりました。この制度は平成8年からあって、文化財の保存を主として行われてきましたが、平成31年、今から3年前に大規模な法改正がありまして、保存に加えて活用ができるように方向転換されました。地域に眠っている宝に登録有形文化財という公的な価値を与えて建物のブランド力を高め、その建物を一定の範囲内で活用することができます。

一例を申し上げますと、農家民宿、レストラン、カフェなどに営業利用することが可能です。

例をもう一個申し上げますと、星野リゾートですとか、有名なリゾート会社は、古民家や伝統的な建築が残る地区を丸ごと宿に改装したり活用したりしまして、インバウンドの外国人観光客を誘致したりして先進的な取組を行っています。

もちろん、登録有形文化財制度だけでは古民家の活用には不十分です。まず家主さんの意向が大前提として必要で、その上で個人または地域の方々が組織を立ち上げ、共に活動を行っていく必要があります。

古民家活用と保全は、その公益性や改修工事の規模の大きさから、個人で物件をプロデュースしていくには荷がとて重いです。もちろん、それをやってのける方もいらっしゃいますが、行政と当事者がタイヤの両輪のように歩みを合わせて活動していく必要があると思います。

行政として古民家保全の機運を高めていっていただきたいと切に思います。

登録有形文化財の制度の周知や講演会、学習会などを行っていくべきと考えますが、村長の考えをお尋ねします。

○村 長 文化庁の登録有形文化財建造物制度についてでございますが、建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、原則として建設後50年を経過し、国土の歴史的景観に寄与しているものまたは造形の規範となっているもの、もしくは再現することが容易ではないものが登録の基準となっております。

ここで問題になるのは歴史的景観、文化財としての価値という点であるわけですが、先ほど話がありましたかやぶきの家についても村の文化財指定の可能性については中川村の文化財調査委員会で検討をされた経過があります。

ちょっと申し上げますと、平成28年11月29日の文化財調査委員会のときであります。これは今おっしゃった美里の方の所有物のかやぶきの民家の現地調査と文化財指定の要否について議論があったということです。

結論としては、この民家につきましては既に増改築をされておりまして中川村文化財としての指定は難しい、ただし歴史的景観として保全することは大事であるというように結論に至ったようであります。

単なる古民家では文化財の指定には該当しないという記録がここにあるわけでありまして。

村内に御指摘の文化庁の登録有形文化財建造物に該当する建造物等があるかどうかということについてはちょっと分かりませんが、文化財に指定された場合は一定の制約も伴いますので、それに合致するものがあれば、所有者の意向や地域の機運なども見ながら関係者の皆さんと制度について学習し、理解を深め、可能性を探っていくことがよいのではないかと思います。

ちょっと外れてしまう回答かもしれませんが、先ほど星野リゾートのことをお話しになりました。これからインバウンドで滞在型の例えば旅行者といえますか、そういう方が増えてきたときには、やはり非日常の体験をしたり自分たちにはないような景観を見て体験したりするということが重要になってくるでしょうから、星野リゾートはそこを狙っているんだろうと思います。

そんなに大規模なものではなくても、古民家を改装したカフェですとか、そこらじゅうとは言いませんけれども、地域おこし協力隊の皆さんが改装して新しい意味で都会の皆さんにそういうところを提供して大変関心を集めたり喜ばれたりしているということも聞いておりますので、これはこれで、そういうところの相談っていいですかが あったら、ぜひ村のほうに別な意味で相談をいただければと思います。といえますのは、資源を活用して、自分の商売といえますか、そういうことに直結する、いわゆる村としての助成制度もございますので、またこれは別の意味で活用をいただければと思います。

○7 番 (島崎 敏一) まず中川村の文化財に登録するかどうかをかやぶきの古民家について調べたという話がありますが、登録有形文化財の仕組みとして、私が今申し上げている登録有形文化財は市町村指定の文化財よりも重要度は低いものとなっております。

実は長野県の建築士会の中にヘリテージマネジャーという地域の文化財を守る建築士さんの制度がありまして、そこで登録有形文化財の認定であったり調査であったり文化庁への申請を行っている建築士さんに中川村の古民家を二、三見てもらったんですが、十分該当に値するという建物がありました。

それで、家主さんにも立ち会っていただいて、あくまでも個人レベルですが、これからどうやって活用していくかっていうことを検討している、そういった小さい波が起こっています。

古民家の保全活動については、行政の動きと、もう一つタイヤの両輪となって重要となるのは、個人であったり住民であったり地域であったりする村民の住民力といますか、村民力といますか、自分たちの地域をよくしていこう、価値を見いだしてそれをなりわいにしていこうっていう力が大前提として必要だと思います。

村としては、そういった村民の方々への例えば学習会であったり、自分たちの足元に眠っている価値に気づくようなシンポジウムであったり講演会であったり、そういったことを日本で最も美しい村連合とも連携して広く村民の方に自分たちの眠っている宝について価値を見いだしてもらえるような啓発活動といますか、そういったことをしてほしいなと思っておるんですが、いかがでしょうか。

○村 長 村には、美しい村づくり条例は先ほどから何度も申し上げておりますけれども、ありますし、美しい村づくり協議会、これも機能しておりますので、今、議員がおっしゃった具体的なお話がちょっと私どものところに聞こえておりませんので、また改めてお聞きをして、こういう動きについては紹介をさせていただきたいので、ぜひ御協力をお願いします。

ということと、もう一つ、美里のかやぶきの民家の活用の方法については、実は地元の皆さんがこれを何とか残す方法としては活用しないと駄目だろうということで、あの付近の景観、つまりあぜ道と水田というか、民家の前の水田、これをもうちょっと地域の近くの皆さんで何とか活用し守っていく方法がないだろうかということも含めて、実はずっと研究をされてきたことも事実であります、なかなか所有者の方と意見が折り合わなかったっていうことも聞いております。それは、やはり観光客が物珍しく来れば、土手は踏み荒らすかもしれないし、近くのうちの中をのぞくとか、そんなこともあるかもしれないので、ちょっとそこまでは議論が進まなかったというふうに聞いております。

しかし、これからの方向としては活用の方向を——今の例ばかりじゃないと思いますので、美しい村づくりを地域から、そういった歴史的なというか、地域を代表するような建造物を使いながら地域づくりをやっていくということは必要だと思いますので、くどくなりますけれども、こういった活用方法については、ぜひ議員の情報もお伝えいただきながら、私どもでも調べていきたい、このように思っております。

○7 番 (島崎 敏一) 私も少し関係しておったんですが、かやぶきの古民家のことは、やはり家主さんの御意向っていうのが第一でありますし、私もそれ以上のことは申し上げられませんが、もう風景として存在しないので、私としては寂しかったなってい

う気持ちです。

それで、地元の方が田んぼとか景観を活用してやっていこうという話は私も存じ上げております。

今後、こういった古民家を、建物だけじゃなくて景観として、風景全体として守っていくときには、やはり村民だけの、地区だけの取組では難しい問題ですので、外部の方の意見ですとか、全国でそういった集落維持とか地域活性化に取り組まれている外部講師などを呼んで、そういった呼ぶってということに関しては日本で最も美しい村連合のつながりも使って、そういった外部の方も招いて幅広い議論や行動をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○村 長 そういう方がいらっしゃれば、私どももぜひ招聘というか、来ていただいて正しい見方を学ぶとともに、方向性に私どもが気づいていないということが多くあると思いますので、また、こういうふうにすればという例も含めて大いに学ばせていただければありがたいと思っております。

○7 番 (島崎 敏一) 今後の展望に期待ができる答弁を得ることができましたので、これで私の質問を終わりにします。

○議 長 これで島崎敏一議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分とします。

[午前11時50分 休憩]  
[午後 1時10分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。  
4番 長尾和則議員。

○4 番 (長尾 和則) 私は、さきに通告しました一般質問通告書に基づきまして3項目の質問をさせていただきます。

1項目めとして、村民の皆様が一番身近な自治組織である地区、地区における課題解決について質問をいたします。

昨年度制定された中川村過疎地域持続的発展計画は計画期間が2021年度～2025年度を対象としておりまして、中川村第6次総合計画とともに村の政策の骨子になるものと承知しております。

計画の中の村づくりの基本方針の中に「集落の整備」の項目が挙げられておりますが、そこでは住民自治・コミュニティ活動について次のようにうたわれております。

安全で住みやすい快適な地域づくりをするために、行政と村民が相互に連携し、“公助・共助・自助”の精神に立って、村民参加と協働による村づくりを進めます。村民にとって最も身近な地域コミュニティ組織である地区(自治組織)の活動を活性化するため、時代に応じた問題の把握とその解決に向けた取り組みを支援します。このようにあります。

まさしく村民にとって一番身近な自治組織である地区は地域づくりの要であると考えます。

中川村には地区が27あるわけですが、御承知のとおり、各地区によって人口や年代構成、また住環境等が異なり、地区それぞれが幾つもの問題や課題を抱えながら、役員の方々を中心に懸命に地域づくりに取り組んでおられます。

一方で、社会全体の問題として人口減少、高齢化社会の進行に対応していくという課題があるわけですが、中川村第6次総合計画を策定するために、2018年、今から4年前に行った村民アンケートでは、「人口減少社会において今後どのような施策を進めていくべきですか」というアンケートの問いに対して25.3%の村民の方が「自治組織活動を維持、存続するため組織の見直しや地区の再編を行うべき」と回答されています。この25.3%という数値は、「住宅施策の積極的な推進」、これが32.7%です。これに次いで2番目に高い数値であります。村民の方々は、人口減少社会に向けて自治組織活動を見直す時期に来ていると、こういう民意であると捉えられます。

また、各地区における自治組織としての役員任期は毎年1月1日～12月31日となっておりますので、12月上旬であるこの時期は、どの地区も役員の選出や引継ぎ等に苦労されている頃かと思えます。

恐らく役場に対しても地区役員の人数や役員の仕事の内容等について地区の皆様方から要望や御意見が過去から出されておるかと推測いたします。

1点目の質問です。

そのような地区からの声、また先ほど紹介した4年前のアンケート結果は、過疎地域持続的発展計画にうたわれている時代に応じた問題の把握、これにつながるものと考えますが、村では地区における問題の現状についてどのように捉えておられますか、また、その問題の解決に向けて取組の支援はどのように考えておられますか、お尋ねします。

○村 長 地区の問題につきましても様々な機会を通じて伝えられております。

昨年、新型コロナウイルス感染症による生活への影響や村民生活に関連する分野で住民生活影響調査、これを行いました。

地域コミュニティに関するものとしましては、地区役員などの担い手の状況の設問、これをいたしました。「既に顕著な影響が出ている」が33%、「影響が出始めている」が48%で、合わせて約8割の方が、地区の地域コミュニティの維持、これに少なからず影響が出ているという結果になりました。

それと、もう一つ、担い手に対する対策を設問したところではありますが、取り組む必要があると考えられるものとして複数回答の中で最も多かったものは「地区での負担軽減・イベントの縮小」で56%、続いて「移住者の受入れ等の人口対策」が49%、「担い手の育成」が36%となっております。

もう一つ、自由記載では多くの地区の問題や提案が出されています。

この調査を何のためにやったかということですが、やはり地区の問題を見えるようにしたい、こういうことで行ったわけです。

今年の8月に総代会を行ったんですけど、総代会の間ではこの調査結果を基に総代同士で地区運営に関する意見交換の機会を持ちました。コロナ禍で地区のコミュニ

ティーが従来どおり維持できていない、高齢化・役員の担い手不足が生じているといった課題が出された一方、地区加入金の見直しを行った、役員や行事・作業の見直しを検討しているなど、課題解決に向けて検討している地区も複数ありました。

以上の状況により、地区の問題については、地区とともに改善しなければならない、そういう課題であるということを認識しております。

地区に対しての取組の支援のお尋ねでございますが、2点に絞られるかと思えます。

まず1つは、コロナ禍で減ってしまいました総代同士の意見交換、総代さんたちがお互いの状況を出し合いながら意見を交換する、当面はこういう機会を何とか増やすこと、それから2つ目、地区の将来の在り方や課題解決のための地域力維持のための地区の活性化計画——今現在3つの地区で取り組み、2地区では策定済みになっておりますけれども、この策定または実施のための話合い、こういったことに行政として村の役場の職員が参加し計画づくり等を支援してまいりたいということを当面の支援策としては考えております。

それから、総代や役員の負担を減らすために、実は、この間、幾つか減らしてきているものもありまして、その1つが交通安全協会の会費の徴収、これを取りやめております。また、交通災害共済掛金の全額村負担化、これは今年の4月からやっております、こういったことをやって地区の皆さんには御迷惑をかけないようにしております。

しかし、そういうことをやりながら、現在、地区にお願いしている総代をはじめとする役員の在り方、こういったことについては、地区の活動の現状から、ちょっとすぐに減らすことはできないかなということを現在は考えております。

○4 番 (長尾 和則) 村におかれても問題意識を持たれて、アンケート等を取られて地区における課題解決に向けて動いておられるということは理解いたしました。

私は、この質問をさせていただくに当たって、飯島町の自治組織の体制、また課題の解決について飯島町役場の地域創造課の方からお話を伺いました。今、村長がおっしゃった部分と若干重なるところがあるかもしれませんが、御紹介をさせていただきます。

飯島町は、中川村でいうところの地区、飯島町では耕地と呼称している自治組織が44ありますけれども、飯島、田切、本郷、七久保の4区長が区域内の耕地をまとめておられるわけです。

お聞きしたところ、区長が地区のリーダー役を務める自治体性は飯島町発足以来のものだということでした。

中川でもアンケートを取られたというお話でしたが、飯島町では、2016年、今から6年前に、飯島町自治組織アンケート、こういう調査が行われたようです。そのアンケートでも、今、村長のおっしゃった中川の村民の方と同じような問題意識が挙げられております。自治組織の組織や運営方法などについて大きな見直しが必要だと、こういう結果がアンケートで示されたということです。

飯島町では、その後、各耕地の自治会長さんへのアンケートや聞き取り調査を大分

頻繁に行ったというふうに聞きました。

また、役場庁舎内で横断的に課題解決に取り組まれて、約 30 項目の地域課題に取り組まれ、その 9 割について今日解決を見ておるといふことだそうです。

具体的にどういった項目を解決されたのですかというふうにお尋ねしました。中川でも先ほどの答弁のようにもう具体的に解決されておる項目があるようですが、例えば各役割における女性部長の廃止、やはり先ほどの 7 番議員のお話にもありました、性差別という言い方はよくないかもしれませんが、そういった観点から女性部長の廃止、年 1 回程度の会議出席のためだけの役割はもうほかの役と統合するとか、あとは地区合併浄化槽管理組合の解散等をされた——もっとたくさんあるんでしょうが——ということでありました。

翻って、私が中川村の地区における問題と考えていることを幾つか挙げさせていただきます。

これも先ほどの村長の答弁と重なる部分があるかと思いますが、御容赦ください。

人口の少ない地区では役員が頻繁に回ってきて大変負担が大きいということ、自治組織の役、公民館の役、日本赤十字社の役等々、地区には各組織から役員選出の依頼が来ておまして、また加えて各地区独自の役もあることから、その数が多過ぎるといふ声があります。

また、自治組織としての役員任期は 1 月 1 日からであります、公民館の役員任期は 4 月 1 日からありますので、役員選出や引継ぎが行いづらい、こういった声をお聞きしております。

このほかにも地区ごとに多くの問題や課題を抱えておられるかと思いますが、地区のみでは解決できない問題、村全体で解決策を検討しなければいけない問題等、多々あると思います。これも先ほど村長の答弁の中で言っていました。

多岐にわたる問題の解決を図るため、その問題を整理した上で村全体において検討する必要があると私は思います。私は考えます。

身近な自治組織である地区の問題を将来の世代にそのまま残すわけにはいきません。

また、移住者の定住を促すためにも、地区の問題は積極的に取り組んでいくべきであります。

そこで、私から 1 つ提案をさせていただきます。

自治組織の課題解決検討委員会、こういった委員会を立ち上げて、各地区の代表者及び各団体の代表者によって時間をかけて——これも先ほどなかなか一朝一夕にはという村長の答弁がありました——やっぱり時間をかけて検討して具体的な解決策を策定したらいかがでしょうか。

例えば、例えばですけれども、地区としてのコミュニティは現状の 27 のままとして自治組織を大きくくりにする等の解決策は村全体で検討しなければ導き出せない解決策だと思います。

問題解決を目的とした組織の立ち上げについて村長のお考えをお尋ねします。

○村 長 地区ごとに多くの問題や課題を抱えているという事、それから課題解決の必要

性があるということも承知しております。

先ほど飯島町の 4 つの地区といいますか、それが議員のおっしゃる大きくくりの地区というイメージかと思いますが、これを村に当てはめてみますと、例えば古くからの単位としてあります片桐村、いわゆる大草村とか葛島村というふうな単位に置き換えてみると、今は、例えば葛島区はありますし、片桐区っていうものもあります。ただ、大草にはそういった単位のものがないということがありますので、これは将来を見据えたときにあるべき課題として考えていく必要はあると思いますけれども、今急にといふわけには恐らくいかないだろうと思っております。

議員のお尋ねでございますけれども、まず、先ほど申し上げたとおり、総代会の中でも、問題を抱えているところ、小さいところは何回も役が回ってくるとか、もうずっとこれは思っているところで、それはそれなりに工夫をしているところもあるわけなんです。

ですから、そういうところは、当面 27 地区はちょっといじらないとしたときには、役員の在り方っていうのは、うちはこういうことをしている、こんなふうに行っているという経験交流をしながら、その地区独自の中で合理的に直せるものは直していけるんじゃないかという方法が 1 つです。ですから、コロナ禍ではありますけど、やはりそういう機会を多く持つていく必要があるかなと思っております。

そのためには、1 度に集まらなくても、地区にいわゆる W i — F i も整備しておりますので、こういったものを活用して、例えば総代さんを一堂に集めるっていうことが難しければ 2 回とかいうふうに分けて、それで会議をしながら全体をこちらで統括してそれぞれに意見を出してもらってという方法も、議論の在り方っていうか、会議の持ち方もできるでしょうし、そんな工夫をする必要があるだろうと思っております。

それで、やはり希望する地区には、地区の将来の在り方や課題解決のための地域力維持のための地区活性化計画、これが今は 3 つの地区で検討して 2 つが出来上がっているというふうには先ほど申し上げました。この支援を引き続きやること、これも考えております。ただし、これは住民自治が大原則でございますので、地区自身が本気にならなければ、行政が幾ら旗を振っても課題解決にはつながらないと思います。

行政が縦割りでこういう仕事がありますよということで、先ほどお話がありましたとおり、例えば飯島町では会議を 1 回だけやるのはもうやめようと、あるいは女性だけが集まるような組織は不要ではないかと、こういうお話がありました、私もそのとおりだと思っております。

ただし、例えば日本赤十字社という大きな組織があります。これは古いタイプの日赤奉仕団という——奉仕団っていう名前がいけないかもしれないんですが——実際の活動は何をしているかっていうと、これは結構重要な話でありまして、いざ災害が起きたりしたとき、こういったときに、炊き出しですとか、いわゆる避難所やなんかをどうやって維持するか、食事はどうやって提供するかっていうようなことを、現実の話として訓練として全ての地区の皆さんが交代で覚えていっていただくことがいざ何かあったときには大事になるということがありますので、これも一概に縦割りで全く

役に立たないと、今は、もちろん何もなくて平穩無事なときはそう思うかもしれませんが、こういうこともあるということをお考えいただきたいということでございます。

いろいろ申し上げましたけれども、御提案をいただきました自治組織の課題解決検討委員会、これにつきましては、こういう組織の立ち上げについては、その話合いの中で行政も関わって村全体で考えるべきだという意見がある程度——アンケートを取った中では、どうも地区の中ではかなり強いようでありますけれども、そういう声が総代さん等の中から多く出てくれば、おのずと、やはり行政も間に入って、じゃあみんなで考えましょうということをおっしゃることは行政としてもやぶさかではないと思っております。

そういうことしかちょっと考えられませんが、どちらにしても、中川村に限らず、この問題は多くの地域になると思うし、特に過疎化が進んでいるというか、やはり旧来あった住民の皆さんがいながら担い手が減ってきている地区については共通することだと思っておりますので、実は全国でもこれに悩みながらの先進的な取組もいろいろ研究したり視察に行ったりしておりますので、大いにそういう地域は参考にしてまいりたいと思います。

○4 番 (長尾 和則) ただいま村長からみんなで考えていきたいと思いますという御発言もいただきました。

地域における課題、何とかしなきゃいけないという解決に向けての方向性は皆さんが考えておられるかと思えます。

今おっしゃっていただきましたが、課題への取組は、地域任せにせず、公助、共助の精神、冒頭申し上げました公助、共助、この精神を前面に押し出して、行政としても積極的に取り組まれていかれることを要望いたします。

次の質問に移ります。

「中川村の村営墓地の増設について」質問いたします。

現在、中川村の村営墓地は、大草墓地が 69 区画、片桐墓地が 80 区画、計 149 区画あります。

令和 3 年度中川村決算報告書によりますと、149 区画のうち 146 区画は永代使用許可済みであって、残っているのは片桐墓地における 3 区画のみです。

お墓に関する法律については、昭和 23 年——1948 年に制定された墓地、埋葬等に関する法律、通称、墓地埋葬法があります。

この法律によりますと、墓地を新設する場合には都道府県知事の許可を必要としますが、原則として個人の所有する土地にお墓を造ることは認められないとしております。

なお、昭和 23 年制定の墓地埋葬法施行以前から都道府県知事の許可を受けて設置されていた墓地は許可を受けたものとみなすと墓地埋葬法第 26 条に規定されております。このような追認型の墓地をみなし墓地と呼ぶそうですが、中川村にはみなし墓地が圧倒的に多いと思われま

す。また、墓地の経営主体については厚生労働省の「墓地経営・管理の指針等について」によって次のように指導されております。「○ 墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。」と、こうあります。つまり、基本は地方自治体が墓地を運営して、それができなければお寺などの宗教法人や公益法人が運営することとされております。

中川村で新たにお墓を新設しようとする場合、もしくは何らかの理由で既存のお墓を別の場所に移設しようとする場合、片桐墓地に残っている 3 区画か寺院が境内で運営する寺院墓地、もしくは宗教法人または公益法人が運営する民営霊園を選択することになります。

現在では供養の多様化が言われておまして、納骨堂や樹木葬等が選ばれ始めているとはいえ、埋葬と石塔、つまりは土と石による供養を多くの日本人が選んでいるのが現状です。

社会のインフラの側面を有する墓地は、行政において常に住民のニーズに応える必要があると私は考えます。

移住者の定住を目指していく上においても、墓地というインフラは一定以上確保していくべきです。

私が個人的に関係する方々に聞き取りをしたところ、将来、村営墓地の永代使用許可を希望する御家庭が 4 軒あります。聞き取り調査です。そのことを考慮すると、村内には、今後、村営墓地を希望する方が一定数はあると想像できます。

片桐墓地に残っている 3 区画のみでよしとせず、今後、計画的に村営墓地を整備していくべきと考えますが、村長の見解をお尋ねします。

○村 長

現在、村に残っている墓地は 2 区画になります。

ある事例では、突然御主人が亡くなられたので急遽購入をされたようですけれども、墓石の建立時期は未定だそうであります。

このように、お墓のないお宅の場合、遺骨をどうするか、あらかじめ準備ができていない場合も多く、慌ててという言い方は失礼ですけど、何とかしなきゃいけないということで買われる、墓石はその後で建立しようっていう場合もあるかと思えます。

村営墓地の状況を説明いただきましたけれども、村として少し遡り数字を確認してみたので、お聞きください。

まず、平成 27 年度において村営墓地の空き区画は 1 区画であります。以後、6 年の間に購入されたのが 3 区画、返却が 5 区画あり、昨年度末は、購入が 3 区画あったんですけど、5 区画返却で、差引きで 3 区画が残っているということのようであります。今申し上げたのは全て片桐の墓地であります。

先ほど申しましたが、買ってはみたけれども石塔を建てる前に返却がある、こういう場合もある一方、自分世代のための購入、ですから、将来、私が亡くなったときにはそこに収まるということでの購入のようであります。

大草墓地につきましては、異動がなく、既に過去からの石塔があるので家族が供養

しているというふうに思われるところであります。

また、既にお墓をお持ちの方も4件の墓地廃止がありました。人口が減っている中で、お墓の需用は減っているとも、これは捉えられるかなと思います。

私の知っている、私の家の後ろっていいですか、北側に共同墓地がありますけれども、独り暮らしのおばあさんが亡くなりまして、そこに墓石がありましたけれども、末裔の方が墓じまいをして墓地も全て整理していかれるっていう、こういう例もございます。

御質問の趣旨であります石塔の建てられる区画墓地の増設については、現状においては数の面で必要性は少ないのではないかというふうに考えております。

一方、村が心配なのは、管理者がいなくなった区画をどうするかなどであるわけがあります。

また、少子化や高齢化で、お墓の管理負担の少ない樹木葬や散骨、菩提寺への永代供養などのほかに自治体が運営する合葬式墓地というのがあるようであります。最近はこれが設置されてきているそうでもあります。合葬式墓地であります。近隣では辰野町、伊那市、今年度は箕輪町でも募集を開始するそうでもあります。使用料については、区画墓地が15万円、これの3分の1程度、5万円が設定をされているそうでもあります。

要するに、これからのお墓というか、葬儀、埋葬の仕方、死後もそこに入っているという感覚というか、名前を残すとか、いろいろあると思いますけれども、今、議員が提案されたことも含めて、合葬式の墓地の在り方もあるでしょうから、何ていいますか、御提案されることはお聞きをしながら、広い意味で、やはり埋葬の仕方も変わっているということも併せて考えていきたい、もちろん、その4人の方がお墓を求めていらっしゃるという声も大事にしていきたいなと思っております。

今は、ちょっとこういうことしかお答えできないところでございます。

○4 番 (長尾 和則) この半年で1区画の永代使用許可が出たということで、今は2区画ということで了解いたしました。

私の聞き取りした4軒のお宅の方は、やはりいろいろお話しすると、どうしても村営墓地でないといけないという条件です。ここで具体的には申せませんが、そうしたときに、当然、墓じまいされて空きがあれば、それはそれで選択肢もあるんですが、いかんせん、今の2という数字がいいのか、例えばもう10区画ぐらい増やすとか、ぜひそういった検討もしていただきたいと要望いたします。

私ごとで恐縮ですけれども、私は分家しましたので、私はいわゆる新家ですので、自分でお墓を造らなければいけない。先ほど村長さんがおっしゃった、まさしく私はその対象であります。おかげさまで片桐墓地に1区画の永代使用許可をいただいております。ただ、まだちょっと早いと思ってお墓は建っておりませんが(笑声)いずれはと思っております。(笑声)

それで、たまに草取りに行き、その周りを見渡すと、いわゆるみなし墓地から移転されたお墓がほとんどなんですね。ですから、まだまだそういったニーズっていうの

は、いわゆる埋まっちゃったから移転はちょっとできないねっていうことを耳にしておりますし、当然、新規の方で弱ったなっていう方の声も耳にしておりますので、まだニーズがあると私は思いますので、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

「中学生のキャリア教育の推進について」お尋ねいたします。

1番目の質問の中で取り上げました中川村過疎地域持続的発展計画では、「教育の振興」、この項目の中の学校教育の中に次の取組がうたわれております。「○キャリア教育の推進のため、地域で活躍している方々に子どもたちに話をしていただく機会を設けます。」と、こうあります。

キャリア教育の定義は、中央教育審議会によりますと次のようなものです。「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」、こうあります。

私は、この定義の中の必要な基盤となる態度という箇所に強く共鳴いたします。私自身44年余りの企業人生活を過ごしてまいりましたが、振り返ってみると、そのベースに流れていたのは、勤労観、職業観、すなわち仕事に向かう態度であったように思います。

中学生という多感な時期にキャリア教育を通じて多くの大人と触れ合い、多様な生き方や価値観に、また仕事に向かい合う態度に触れることは、極めて重要なことであると思います。

話は若干振れますけれども、先月8日に教育委員会で実施されました子ども議会、大変すばらしい取組であったと評価いたします。

私ども現役議員も子ども議員のサポートについて、子ども議員の皆さんと様々な会話をさせていただきました。議会活動に興味を持ったとか、議会活動って面白いと感じた等々、非常に前向きでポジティブな発言を聞くことができて大変うれしく、また頼もしく思いました。

このとき私が感じたのは、学校の学習と社会とを関連づけた教育、これの重要性です。先ほどのキャリア教育は、まさしくそうした教育の柱であると思います。

先週金曜日の12月2日、村内の3小中学校を対象に中川文化センターにおいて第5回目となるキャリアフォーラムが開催された旨を新聞報道で拝見しました。

キャリアフォーラムの様子、また教育委員会として今後キャリア教育に取り組んでいかれる姿勢、方針について教育長のお考えをお尋ねします。

○教育長

まずキャリア教育の取組についてお答えをさせていただきます。

中川村では、キャリア教育の一環としてしましてふるさと学習に位置づけて学習に力を入れているところでございます。

今、議員からも御指摘がありましたけれども、キャリア教育といえますと、職業的な自立、こういった位置づけが注目されやすいわけですが、定義にありますように社会的自立も含めた子どもたちの生き方に働きかける学びであるというふうに捉えております。

保育園から小学校、そして中学校までの12年間を通して、自己を見詰め、ふるさと中川村への誇りと夢を持ち、生きる力を育む、このことを教育目標にしまして、現在、展開をしているところでございます。

特に村の人、物、事に会い体験的に学習すること、あるいは成功体験や失敗を克服する体験をたくさんすることを通して自己肯定感や自己有用感を育ていける、そんな学習過程になるように配慮して、そうしたことを大事にして取り組んでいるところでございます。

姿勢についてということもございますが、教育委員会としましては、中川村ならではのふるさと学習としてさらに充実させたいと考えておりまして、小中学校3校の先生方で行う教育研修会というのが例年あるわけですけれども、本年度は教育研修会でふるさと学習をテーマに取り上げていただきました。

これまでに、7月と11月の2回、研修、協議を行ったところでございます。小中学校の先生方に、例えば保育園の「やまほいく」、これの実践を報告していただいたり、あるいは地元のW a q u a 合同会社から野外活動について学んだり、また、これからの中川村のふるさと学習、こういったものの在り方についてグループ協議をしたりと、先生方も非常に熱心に取り組んでいただいております。

教育委員会としましては、こういう形で学校とも協力をしまして、こうしたキャリア教育を進めていくということでございます。

さらにもう少し説明させていただきますが、今お尋ねの中学生のキャリア教育の推進というお尋ねでございます。

現在、中学校では、1年生が中川村の再発見、2年生が中川村の創造、3年生が中川村の発信、こういったことをテーマに位置づけて、発展的な学びになるように取り組んできているところでございます。こうした学びを通して中学生は自分の生き方を考えていく、そうしたことを狙いとしております。

また、議員からお話がありましたが、本年度から中川村子ども議会を開催することといたしました。村への提案という形でふるさと学習のまとめをするということ、これは今後も継続して取り組んでいきたいと思っております。

また、こうしたことが子どもたちは地域を構成する大事な一人であるという意識を高めていけるのではないかと、そういうことも願っております。

職業的な自立に向けては、中学2年生の9月に職場体験学習、それと、御紹介がありました、12月にキャリアフォーラムということを行っております。過日行いましたけれども、今回は5回目ということで、今年は「将来の夢 ～仕事を選ぶ、働くとは～」ということテーマにしまして、中学2年生が司会、それとパネラーを務めまして、そこに事業所からも参加していただいて、パネルディスカッションという形で子どもたちが将来の夢、仕事を選ぶ、働くということについて考えるような、そんな時間を過ごしました。

また、中学1年生、東西小学校の6年生も招待をしまして、その児童生徒の皆さんはc h r o m e b o o kで質問に答えて、今はそれが瞬時に集計されて表示されるも

のですから、そういう形でパネルディスカッションにも参加をして一緒に考えるという取組をしております。6年生にとっては、中学校ではこういう学習をするっていう、そういったレジネスを育てていく、そんな機会にもなったのではないかとというふうに思っております。

その後、村内の10の事業所の皆さんに参加をしていただきまして、中学2年生の生徒が自由にブースを回って、仕事内容の説明、あるいはブースの方から職業人としての生き方っていうようなことも学んでおりました。生徒たちは大変熱心に質問したりメモを取ったりということで、大変大きな勉強の機会になったというふうに見ております。そうした中から、仕事の内容であるとか魅力、そんなものを感じ取る時間だったと思います。

これまでふるさと学習を行ってきた中学3年生が子ども議会であのような質問姿を見せてくれましたけれども、ふるさと学習だけではありませんが、あの3年生の姿自体がそういう学習を通じた成果として1つの姿が現れているのではないかとというふうに捉えております。

また、これからも村民の皆様にも十分協力を賜りまして、さらに子どもたちが成長していける、そんな学びを支えていければというふうに思っております。

○4 番 (長尾 和則) キャリア教育については様々な取組をされておるということがよく分かりました。

私はタイトルを中学生に対するキャリア教育というふうにしましたけれども、今、教育長のお話を聞いておられますというようなお話でございます。小学生も御自身の将来に向けて何かを感じ取ってもらうということは非常に重要なことだと私も思います。

最後に1点だけ、キャリア教育に対して要望だけ申し上げて終わりにしたいと思っております。

今お話しいただきました村内で働いている方、村内の事業所からのお話を子どもが聞かれることは、村の魅力再発見する、この趣旨から大変よいことだと私も思います。もう1段階グレードアップして、例えば病院や消防署等、いわゆる世の中を支えている方々、こういった職場で働く方の声、村内に住んでいる方にもこういった職場で働いている方も多々見えるかと思いますが、そういった仕事の重要性っていうのを子どもたちに知ってもらうことも大切かと思っておりますので、1点だけ要望させていただきます。

ぜひ、今、教育長がおっしゃったような方向で、なお一層キャリア教育を推進いただくことをお願いして、私の質問を終わりといたします。

ありがとうございました。

○議 長 これで長尾和則議員の一般質問を終わります。

次に、3番 中塚礼次郎議員。

○3 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました2問の質問をいたします。  
1つ目の質問ですが、帯状疱疹予防のためのワクチン接種への補助制度についてで



あります。

带状疱疹疾病については、近頃テレビなどで広く告知がされて、多くの方が見聞きされていることと思います。

带状疱疹は神経に潜んでいる水痘・带状疱疹ウイルスが活性化することで発症する皮膚疾病です。通常は右側または左側のどちらか一方に出るのが特徴で、痛みを伴う皮膚症状が3週間ほど継続し、症状は、まずぴりぴり、ちくちく、ずきずきといった神経痛が出て、1週間程度で痛みのある部分に赤い斑点が見られるようになり、その後、赤い斑点内に水ぶくれができ、水ぶくれが破れ、ただれ状態になり、最終的にそこがかさぶたになって症状が治まっていくという経過をたどります。

带状疱疹の原因は水痘・带状疱疹ウイルスなので、このウイルスの保有者であれば誰でも带状疱疹になる可能性があります。

このウイルスは水ぼうそうを引き起こすウイルスで、日本人の多くは幼少期に感染しているため、日本人の成人の9割以上がこのウイルスを保有していると言われ、水ぼうそうにかかってもウイルスは完全に除去されるわけではなく、実は神経細胞に残っていて、心身とも健康であればウイルスが再び活性化することはないと言われていますが、加齢や過労、ストレスなどで免疫力が低下すると免疫で抑えることができなくなり、潜伏していたウイルスが活性化してしまい、潜伏している神経細胞の奥から体内の神経を経由して体の表面に出てこようとし、まず神経が痛み——神経の炎症ですね、その後、皮膚症状——皮膚の炎症が発症するという順序で進行すると言われています。

様々な免疫力低下がリスクとなりますが、加齢による影響が大きく、50歳以上になると発症率が急増し、带状疱疹患者の約7割が50歳以上の方です。

重症化すると自殺を考えるほどの痛みを伴うことがあるとも言われており、顔面では顔面神経の動きが悪くなったりし、目の付近にできると失明の危険もあります。

また、下肢にできることによって歩行困難などの予後——治療後の状態がよくない病気でもあります。

私の親戚や友人にも、発症後、いまだに後遺症で痛み続けている方、失明された方がいます。

高齢化が進む中で、50歳以上になると発症率が急増すると言われていますが、村として带状疱疹患者数の把握がされているのでしょうか、されていればお聞きいたします。

それでは質問にお答えします。

带状疱疹は感染症法に基づく届出対象疾患ではないため、統計は取っておりません。よって、患者数の把握ができていないのが現状であります。

(中塚礼次郎) 村として患者数の把握はできておらないということですが、高齢化がどんどん進んでおりますので、報告はないかもしれませんが、そういった患者は村の中にも多いのではないかとこのように思います。

医療機関からは50歳以上の方への带状疱疹ワクチンの接種が呼びかけられておるわけですが、ワクチンには定期接種と任意接種の2種類があり、带状疱疹ワクチンは任意接種で、国が使用を認めています

が予防接種法で規定されていないワクチンで、個人の判断で接種するワクチンです。したがって、費用は原則自己負担となります。

病院の内科医師からの聞き取りですが、予防効果から2回のワクチン接種が必要とすることで、1回の費用は2万円、2回接種すると4万円がかかります。接種するワクチンにより1回のワクチン代が7,000円～1万円とあるようですが、効果と予防の年数の関係があるということで、1回2万円というふうなことで、私が聞き取りをした内科の先生は、私も近々打つというふうな話がありました。

しかし、2回接種による発症予防効果は50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%の効果があるとのこととあります。

高齢化が進む中で発症者は増加し、発症と発症後の後遺症への苦悩や長引く通院などの苦痛を考えたとき、ワクチン接種代には代えられないと思います。

国の厚生科学審議会において定期接種化に向けての検討が進められているとも聞きますが、早期の定期接種化に向けて声を上げていく必要もあるというふうに思います。

今後、高齢者医療費の2割負担化がされ、加えてのワクチン接種費用は、高齢者にとって大変厳しいものとなります。

私は高齢者が安心して生活できるためにも带状疱疹ワクチン接種の費用補助について村として補助する制度が必要だというふうに考えます。

带状疱疹ワクチン接種の補助についての村の考えをお聞きいたします。

○村長 議員が述べられましたとおり、ワクチン接種には定期接種と任意接種の2種類があります。

定期接種のワクチンで予防する疾患は、感染力が強く、発症した場合の健康被害が大きくなるために社会や集団で予防する必要があり、国が接種を勧奨し、村が接種を行わなければならないというふうにされておるものでございます。接種費用は公費負担、一部自己負担があるものも中にはあります。

お尋ねの带状疱疹ワクチンについてでございますが、議員がおっしゃるとおり、これは任意接種のワクチンでありまして、個人が接種をしたほうが良いと判断したときに接種をするワクチンであります。したがって、費用は全額自己負担となるというのが現状であります。

しかし、带状疱疹の発症頻度やワクチン効果の持続性から、接種に最適な対象年齢と期待される効果、安全性などについての議論が国で行われておることも事実であります。調べたところによりますと定期接種化に向けての検討がされているということのようでございます。

話は変わりますが、村内の診療所に带状疱疹ワクチンの接種について伺いました。村民の方で5人ほどが接種をしたということとあります。

带状疱疹のワクチンは値段も高く、副反応も強いと聞いております。よって、副反応が怖くて打たない方も一定数いるのではないかとこの推測をされております。

带状疱疹は、発症して早期に受診すれば抗ウイルス薬の内服が効きます。今までは

○保健福祉課長

○3番

点滴しか治療法がなく自己負担が大きかったところでありますが、薬は1日1回飲めばいいだけで負担も少なく、保険も適用されますので、带状疱疹の早期受診の啓発が大事だろうということを経営者の村長の先生はおっしゃってました。

こういうことを踏まえまして、村としましては、まず带状疱疹の早期受診を村民の皆さんに呼びかける、こういうことを行ってまいります。

そうしたことを行いつつ、国の定期接種化に向けての議論の状況を踏まえて対応を検討したい、こう今現在考えておるところでございます。

○3 番 (中塚礼次郎) 村長のほうで村の医師に聞いたところによると、ワクチン以外で、带状疱疹の予防や、そういうものに対する早期の治療で、比較的金がかからなくて対処ができるというふうなお答えを聞いたという報告でありました。

今は盛んにテレビの中でもこのワクチンの接種を呼びかけられたりして、村の中でも夫婦で2万円ずつかけて2回受けて8万円かかったというふうな事例もあるけれども、4万円かければ10年の余の予防が確保されるというふうなことで、7,000円~1万円くらいのワクチンもあるようですが、そういうものになったということでもあります。

簡単に考えるとあれですが、かかった後にいろんな後遺症で相当苦しんで、带状疱疹の後3年も、いまだに体が元に戻らないという人や、体半分に症状が出て片目が失明したというふうなことも身近で聞いたりしておりますので、何とかそういったものに多少なりとも村から補助ができればということでこの質問をさせていただきました。再度よく検討していただいて、できれば補助していただきたいというふうに思います。

それでは、私の2問目の質問です。農水省による肥料価格高騰対策について質問をいたします。

今、農業生産に必要なあらゆる価格の高騰に、農家をはじめ地域産業は大変な状況となっております。

農家にとって肥料価格の高騰は死活問題となります。

農水省による肥料価格高騰対策が打ち出され、説明会が各地で進んでいるとの新聞報道がありました。私は、この報道を目にするまで、本当に恥ずかしい話であります。対策の具体的な内容を知りませんでした。

農水省から打ち出された対策の内容とは、各農家からの申請により肥料の1割低減を前提に高騰分の90%のうち7割しか補填がされないことや、6月以前の高騰分は対象外であること、支払い時期も遅いとのこと、来年5月以降の対策については今後検討するなど、内容はまだまだ不十分と言われております。

対策の詳細が明らかでない部分もありますが、申請時期、申請には請求書、領収書などが必要となり、支援の内容では2022年6月以降の値上げ価格で今年6月から来年5月までに注文、購入した全ての肥料費の総額が対象です。肥料の使用時期が来年6月以降でも注文、購入が対象期限内であれば申請の対象となります。

申請時期、必要書類ですが、22年の6月~10月の秋肥分は11月以降に申請が受付され、22年の11月~23年5月の春肥分については23年の2月から受付とされてい

ます。

申請に当たっては、注文時期の分かる注文書、領収書または請求書など支払い義務が発生していることが確認できるもの、化学肥料低減計画書や低減対策の判定では既に取り組んでいるものまたは来年取り組むものを取組メニューの中からそれぞれ2つ以上選ぶ方式として、取組の効果などは求められていません。

土壌診断の結果、肥料計画書、購入肥料の伝票、作業時の写真などを保管しておくことも必要です。

堆肥の利用については、有償、無償によらず入手し利用している場合、取組としては計画書に丸を記入することができますが、肥料法に基づく届出がされているものは支援金の対象にならないとされています。また、特殊肥料の届出がされていることの確認が必要です。

有機栽培や特別栽培農産物認証を受けている農家については、認証を受けている証明があれば取組計画書の作付概要欄に「有機等」と記入するとしております。

有機認証・特裁・環境保全型農業特設支払いが全面積の半分以上を占める場合と代表的な作物や準ずる作物群の2品目以上で化学肥料の2割縮減が証明できる場合は取組要件を満たしていると判断されます。

有機栽培の場合はチェック欄も空欄で構わないというふうになっております。

以上が私の知る範囲の農水省による肥料価格高騰対策の内容であります。減化学肥料の取組も実績参入、有機・特裁農家も対象となる支援対策です。

全ての農家が肥料価格高騰対策支援の内容を知り、理解して申請に向けた準備をすることが喫緊の課題と考えます。

肥料価格高騰対策については、話題にもなっていませんし、農協から取組に対する周知も徹底されていないような状況です。行政として取られた対応があればお聞きをいたします。

○産業振興課長 それでは、私のほうからただいまの御質問に対して答弁をさせていただきます。

3つほど御質問がございまして、村としての対応ということで回答をさせていただきます。

まず、取組実施者ということで御質問がございました。

こちらについては、取組の実施者は各農家になります。

ただ、各農家が5戸以上のグループで申請をするという形になっておりますので、5戸以上であれば何件でもいいんですけども、そういった形で申請をするということになります。

また、肥料高騰対策の窓口につきましてはJAとなっております。農家がJAを通じて申請をすることとなりますが、農協の利用農家であればJAのほうで肥料の購入の履歴が把握できるという状況であります。

補助割合については、国が7割、県が2割の上乗せを行って補助をするということで、価格上昇分の9割が最終的には補助されるという形になります。

具体的に村としての対応についてであります。申請に当たりましては、ただいま

議員からお話のありましたように、各種の制限や取組メニューの選択など、農家にとっては非常にハードルの高い内容というふうにこちらのほうも認識をしております。JAと連携しながら、適正な申請が行われるよう村としても啓発や相談に応じていきたいというふうに考えております。

また、農家の中には、当然ですがJAから購入していない、JAの組合員ではないという方もいらっしゃいますので、そういう方につきましては、村の農政係を通じまして——この補助金制度の県内の窓口は県の農政部のほうでやっております協議会が窓口になっております。ですので、村を通じて農業農村支援センター——県の出先機関であります——そちらのほうへ申請を行うように村としてもアドバイスをを行い、窓口となって対応していきたいというふうに考えております。

○3 番 (中塚礼次郎) 3つほどの質問を考えておりましたが、今、課長のほうから答えをいただいておりますので、もう一度ちょっと答えられた内容について整理をして私の質問を終わりたいと思いますが、取組実施者は農協だということで、農協から買ったっていない農家もあるということで、それについては行政として対応していくというお答えだというふうに思っています。

先ほども申しましたように、肥料価格の高騰によって農家は非常に経営的に大変で、持続可能な経営をするためにも、どうしてもこういった対策が必要だというふうに思うわけです。

内容から見ても、結構幅広く対策がされ、それぞれいろんな形の農家も対象になるというふうなことがありますので、農協が取組実施者というふうなこともあるわけですが、農協と行政からも取組の支援がどうしても必要だというふうに考えますので、村としても、そういった人たちの申請漏れがないように、できるだけこの対策を受けられるような形で努力をしていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時40分とします。

[午後2時20分 休憩]

[午後2時40分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 桂川雅信議員。

○5番 (桂川 雅信) 私は、さきに通告いたしました一般質問通告書に基づきまして質問したいと思っております。

全部で3問です。

最初に「熱海の土石流事件の教訓をどう活かすか(その2)」であります。前回に引き続きこの問題を取り上げたいと思っております。今回のサブテーマは「～市町村も責任を問われる時代になる」ということであります。

2021年7月3日に熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川源頭部に造成され

た盛土が崩壊して大量の土砂が下流域へ流出し、死者27人、行方不明者1人、半壊・全壊家屋128棟という甚大な被害を発生させました。

この事件について9月議会でも質問しましたが、国が定めた盛土規制法では県と市町村にそれぞれの役割を果たすよう求めており、この法の中心的眼目である隙間のない規制を実現するためにも、村での対応を求めるものです。

熱海土石流事件では、2022年5月13日の逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会の最終報告書においての行政対応の失敗だったとの結論を受けて、静岡県は令和4年9月8日付で逢初川土石流の発生原因調査報告書を公表しています。

静岡県が公表した調査報告書では、降雨時の大量の地下水浸入により過剰間隙水圧が発生し、盛土底面での剪断抵抗の低下による盛土全体の滑動崩落につながったと結論づけました。

谷埋め盛土は地震時に過剰間隙水圧の発生によって滑動崩落することは釜井教授らの報告で明らかとなっていました。降雨時の地下水位上昇によって谷埋め盛土の滑動崩落が証明されたことは公式には初めてで、特に、行政機関である静岡県が土石流事件に真摯に向き合い、事実の解明に詳細な解説を付して公開したことは高く評価されるものです。

静岡県がこのように谷埋め盛土の滑動崩落現象を認めた背景には、国が盛土規制法の審議過程で谷埋め盛土の滑動崩落現象を正式に認めた点が挙げられます。

斉藤鉄夫国土交通相は、盛土規制法案を審議した本年4月6日の衆議院国土交通委員会で、盛土の安定性評価に用いる安定計算について、これまで法的には想定していない盛土の地山との境界部の液状化を前提に新たな技術基準をつくる考えを表明しています。業界紙では「液状化しない前提を転換、国交相が開けた盛り土規制のパンドラの箱」と報道されました。

このように国は盛土規制法の制定過程で大転換を図った経過があつて、成立した盛土規制法の基本方針には①隙間のない規制、②盛土などの安全性の確保、③責任の所在の明確化、④実効性のある罰則措置の4点が盛り込まれたことに自治体はもっと注視する必要があります。

盛土規制法の制定に当たり、国土交通省は、その背景として

昨年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、(中略)、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制します。

と述べています。

つまり、今回の法改正では、盛土規制法の4つの基本方針のうち隙間のない規制とは、これまで規制が行われていなかった地域でも漏れなく規制できるようにするという国の意思が働いています。

この法改正を受けて長野県も長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例を制定しましたが、この条例の審議過程において出されたパブコメをまとめた「長野県盛土等に

よる土砂災害の防止に関する条例(仮称)骨子(案)」へのご意見の概要と県の考え方」の中に以下のやり取りがあります。

意見「県が盛土条例 3,000 m<sup>2</sup>とするならば、3,000 m<sup>2</sup>以下の同様の市町村条例を県の責任において、市町村に作成させてほしい。」

県の回答「市町村における規制の必要性は、各市町村が判断するものと考えています。」

9月議会でも紹介しましたが、県の見解は県条例の第 34 条 市町村の条例との関係においての市町村で必要ならば自分たちで条例をつくりなさいとした規定と連動しているものです。

県条例第 34 条では、

土砂等の盛土等に関し、市町村の条例によりこの条例の規定に基づく土砂等の崩落等による災害の発生の防止と同等以上の効果が図られるものと知事が認め、規則で定めるところにより公示したときは、当該市町村の区域においては、この条例の規定を適用しない。

と記してします。

パブコメの意見とそれへの見解に即して言えば、例えば長野県条例で規制対象となるのは「盛土等を行う土地を含む一団の土地の面積が 3,000 平方メートル以上又は土地の高さが 5 メートル以上となるもの」ですが、この規定で言えば谷間に数百立米程度の盛土を造成することは規制を逃れることとなってしまいますので、市町村で実態に即して規制基準を設けることができるようにしているということになります。

これまでも県がこのように市町村条例での規制基準の設定を促した例として太陽光発電施設設置条例などがあり、県は対応マニュアルで土砂災害が危惧される場所への太陽光発電施設設置の規制は市町村条例で対応するように指導しておりましたし、中川ではこのマニュアルに沿って条例を制定し、禁止区域の規定を設けてきました。

中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例の設置禁止区域設定の規定は上位法に基づいたものではなく、県の対応マニュアルに沿って作成したもので、村独自の判断で地域の環境を守ろうとした大きな成果でした。

熱海土石流事件は日本全国に谷埋め盛土の危険性を教えてくれたもので、国は盛土規制法の中で県知事が規制区域を設定する際に市町村が別途申告する制度も設けており、危険地域のカバーに漏れがないようにすることを目指しています。

別の見方をすれば、国は県と市町村に問題の起こりそうな危険な場所での盛土を規制する責任を負わせているとも言えます。つまり、今後、熱海土石流事件と同様の事件が発生したら、そのときは県や市町村の責任が問われることを意味します。

谷埋め盛土の危険性は盛土の面積や容量で決まるものではなく、たとえ少量の盛土であっても下流域の集落等に滑り落ちれば甚大な被害になることは明らかです。

そこで、隙間のない規制をするという国の方針に従って中川村盛土規制条例の制定を提案します。

また、この条例では、特に集落、公共施設、貯水池、道路などの上流域への盛土を

明確に禁止して下流域の住民の生活、生命、財産の保全を行うこと、谷埋め盛土ではない地域での斜面上の盛土についても県の許可基準である高さや面積を大幅に縮小することを求めます。

何度も申し上げますが、今回の法改正で隙間のない規制をするという点は熱海事件の教訓を全国で生かすという点でも重要な規定であり、積極的に市町村でも活用しなければ、次は市町村が責任を問われることになりかねません。

村長の見解を伺います。

○村 長 9月定例議会での御質問に続き、県条例の隙間——隙間というのは漏れ、これに対応すべきであるということの御質問をいただいたところでございます。

県は盛土に関する危険が増す一定の規模として 3,000 m<sup>2</sup>以上と定めたものと考えます。

議員の御指摘があったとおり、村民の命と暮らしを守るためには県条例の規制以下のものについても各自自治体の責任において監視すべきであるということについては、そのとおりであるというふうに認識をするものでありますが、その場合、市町村が盛土の安全性などについて技術的な検証と指導等を行う必要があるのではないのでしょうか。小規模自治体では、これは難しい課題でもあります。

本当は県の対応マニュアルが示されることが市町村としては大変やりやすいわけですので、その動きがあれば対応したいと考えております。

今できることではありますが、取りあえずのところは現行の中川村美しい村づくり条例により事前届出——これは届出に過ぎませんけれども——を徹底させること、より小規模の面積、1,000 m<sup>2</sup>からの対応の際には下流域への影響などを考慮して指導する、このように考えております。

いずれにしろ、重要な案件でありますので、引き続き地形特性の似た近隣市町村の動向を注視しつつ判断をしてきたいというふうに考えております。

○5 番 (桂川 雅信) 小さな市町村で技術基準などの検討をするのは非常に難しいというふうにおっしゃっていましたが、私もそう思います。

実は、この通告書を出した前後に、今、国のほうでも盛土規制法の施行規則の検討に入っております。当然、技術基準も今検討中でありまして、今検討中の中身、審議内容が国土交通省のホームページにも掲載されております。かなり細かい内容で中身がつくられていますけれども、今まで出されていなかったような詳細な規制ができるような形で、今、どうも検討されているようです。

先ほどちょっと申し上げたように、今年の審議会でも国土交通大臣が安定計算の算定の計算方法そのものを変えようということをもう意思表示していますので、恐らくそのことも次の技術基準には出てくると思います。

そういう意味で考えると、国のほうである程度のところまでは規制法に沿って基準が出されるというふうに思いますので、少し遅くなるかもしれませんが、年が明けてから規制法の細則が出てくるはずですので、それに伴って、恐らく県のほうも対応してくると思います。そのときに合わせて市町村条例の検討もぜひ進めていただきたい

いと思います。

何度も申し上げますけれども、これは市町村の責任が問われることとなりますので、同等な地形を持っているほかの市町村も同じですが、今、谷埋め盛土が行われて民間の事業としてやられたときに、それを阻止しておかないと後々やっぱり大問題を起こす。もう熱海がいい例ですので、熱海はいろいろ届出等で問題を起こして、そちらのほうに焦点が当たっていますけれども、実際はあそこに埋めちゃいけなかったんですよ。盛土をやること自体が間違いであって、むしろそれを規制できなかった国の法規制の問題であるというふうに私は前回申し上げましたけど、この法律ができた以上、次は市町村が責任を問われる、必ず責任を問われます。ですから、そのことをよく考えていただいて、条例制定に向かっていたいただきたいと思います。

この中で太陽光発電施設の条例のことを私は申し上げましたけれども、今、国のほうは後追いをしていますよね。今、国のほうはメガソーラーの問題についても少しずつ目を向け始めていますけれども、中川村はもう既にこの条例で禁止区域を設定していました。今、国はそちらのほうにやっとな目が向き始めた状態ですから、むしろ小さな市町村で先頭を切ってやっていくってことも私は必要だと思っています。

次に移ります。

「半の沢の盛土の記録保全について」です。

半の沢の谷埋め盛土については、私が2015年11月に中川村リニア中央新幹線対策協議会への意見を提出してから2018年までに4回の意見を提出し、2018年11月には県が設置した技術検討委員会、いわゆる第三者会への意見書を伊那谷・残土問題連絡協議会の共同代表として意見書を提出してきました。第三者委員会への意見は、座長をはじめ委員全員に読まれており、その後の議論に少なからず反映されていたと判断しています。

最終的に、この委員会での結論をもって現在の盛土工事が行われているわけですが、盛土工事の詳細は、村には当然、村民には知らされないまま進行しています。

前回の村のリニア対策協議会で私からソイルセメントの施工計画書を提出してほしいと提案し、10月末に開示されましたが、この内容を見ると当初JR東海が説明していた施工内容とは異なる部分も見受けられます。

建設現場は、その都度、条件に応じて変化するものですから、当初予定を変更した計画となることは当然あるはずで、問題はその記録が将来にわたってきちんと保全されるのかという点にあります。

私がソイルセメントの施工計画書の情報開示を受けた際に村の担当者からは「JRからこの内容の開示は対策委員会の中にとどめてほしいとのことでした」と一言言われましたが、現に進行している現場の施工計画書まであまり公開したくないという意識は、この工事をこっそり終わらせてまいりたいという意識そのものではないでしょうか。

村としては、このようなJR東海の言い分にはきちんと要望のある方には開示をしますと言うべきだと考えますが、担当課の意見を聞きたいと思っています。

○リニア対策協議会  
事業を進める上では、情報開示をすることを前提にJR東海さんには資料要求をいたします。

○5 番 (桂川 雅信) ぜひ、そうしていただきたいと思っています。

私になぜこのことを問題にしているかということ、100年後であっても村と県道の関係者はこの谷埋め盛土の議論の過程から詳細な設計内容までをトレースできるようにしておくべきであると考えます。

半の沢の盛土は県の道路建設事業の一環として行うものですから、この工事に関する記録の保全は全て県に責任があります。

しかし、半の沢の谷埋め盛土は源頭部からの土石流の発生や兩岸の露頭の崩壊、あるいは盛土の崩壊などによる道路への危険性はそのまま残されており、その被害を受けるのは大鹿と中川村民です。100年後200年後の村民が被害を受けたとしても事の経過を事実として原因究明ができるように、村としても全ての関連資料をデジタルデータとして永久保存しておくべきと考えます。

村長の見解を伺います。

○村 長 主要地方道松川インター大鹿線の半の沢改良工事につきましては、長野県が責任を持って進めているものというふうに認識をしております。

実際に工事を施工いたしますのはJR東海でございますが、前にも御質問もあったし、私も答えてきたとおりでありますけれども、監督責任は長野県にあるというふうに認識をしております。

議員のお尋ねの件であります。やはり、これがいつどうなったかというの、後々調べていったときに記録が残っていないということでは、原因の所在がどこにあるのか、何が原因だったのかということが分からないわけですから、これがデータとして蓄積されていくというのは、何ていいますか、技術的なものを検証する意味でも大きいものだというふうに思っております。

したがって、長野県にこのことは申入れをしていきたい、当然、長野県と情報を共有する中で、重要な資料はできる限りデジタルデータとして保存するようにしてまいりたいというふうに思っております。

○5 番 (桂川 雅信) ぜひ、そうしていただきたいのですが、「村としても全ての関連資料を」と私は書きましたが、関連資料の中には私がかつて村のリニア中央新幹線対策協議会に出した意見書も含めて全ての資料をデジタルデータとして保管していただきたいと思っています。

この道路ができるときには一体どんな議論が行われたのか、それから、その経過がどうだったのか、第三者委員会の計画はどうだったのか、そして、土木構造物というのは造ってしまうと後が分からないんですよ、建築物は見えますので分かりませんが、土木構造物は地面の下に全部入ってしまいますので全く分からなくなってしまう、図面のとおりでできたかどうか分からない、図面がなかったらもっと分からない、こういうこととなりますので、土木構造物の記録のデータというのは事細かく最初のデータの発端のところから保管をしておいていただきたい。

私は100年後と申し上げましたけれども、そんなに先の話じゃないです、100年後って。比較的早く訪れると思います。もしかしたら、私がここで申し上げた源頭部からの土石流の発生っていうのは100年かからず発生するかもしれないです。そのときにあそこに造った堰が本当に役に立つのかどうか、県道のところに被害が出ないのかどうか、それはそのときになってみないと分からない。でも、発生したときに何でこんなことになってしまったのかっていうのは記録を見ないと分からないです。それは、ぜひきちんと村としても残していただきたいと思います。

3番目に移ります。

「発達障害・不登校の児童生徒の教育機会の確保について（その1）」です。

今回は、その1として化学物質過敏症の実態調査から始めてはどうかというのが今回の意見です。

県内の公立小中高校で、本年度、発達障害と判断された児童生徒は小中学校が9,786人、高校が1,775人で、ともに最多を更新したことが県教育委員会の調査で報告されています。小中学校、高校ともに調査を始めた2007年度以降、増え続けています。

下に掲載したのは、先日、信濃毎日新聞の11月18日に掲載されたグラフですが、10年間ずっと増え続けております。

症状別では、対人関係やコミュニケーションがうまくいかない、興味や活動が偏るといった自閉症スペクトラム障害、ASDが小中学校で4,765人、高校589人となり、多数を占めました。

このほか、集中力が続かないなどの注意欠陥多動性障害、ADHDが小中学校1,508人、高校360人、読み書きに困難があるなどの学習障害、LDが小中学校359人、高校99人などとされています。

これらの症状別の経年変化を見ると、資料1に見るように圧倒的にASDが増加傾向にあり、それも中学校では2008年からはそれまでの横ばいから急激な増加となっていることが分かります。

発達障害の子どもたちが増加している要因については、県教育委員会は発達障害への社会的な認知が広まっていることが背景にあるとしていますが、増加傾向は10年以上に及んでおり、認知が広がっただけでは説明がつかない部分もあります。

8月に村で御講演いただいた北條祥子先生は環境過敏症の影響として子どもたちの発達障害への広がりも指摘しており、この問題も調査をしてみる必要があると考えます。

中川村議会厚生文教委員会では11月24日に開催された中部伊那議会研修における分科会議題として「香害及び化学物質過敏症への全県的な取組強化について」を提案し、小中学生の化学物質過敏症様症状についても教育機関や大学と連携して全県的な実態調査を行うことを県に提案しています。

この背景にあるいは、資料2で示しました上越教育大学教育学部の2020年3月紀要論文において、2010年2013年2017年の3度に及ぶ上越市内の1万人～1万7,000人の小学生を対象とした大規模調査では、中学3年生では15%の生徒が化学物質過敏

症様状を示していたと報告されており、その割合は小学1年生の6%程度から徐々に増加していると指摘された点であります。

この報告は衝撃的な内容で、医師の診断によるものではないためMSC様症状と記されていますが、アンケート内容も厚労省の診断基準に準じて行われていることや8年間で全市的に3回行われたデータ数から見ても、傾向としての信頼度は高いものです。

このように小学入学時から中学3年時まで徐々に増加していく傾向は長野県の不校数や特別支援学級の在籍率変化と傾向が類似している部分もあり、これらの原因究明にとっても不可欠な作業になっているのではないかと思います。

子どもたちを取り巻く化学物質過敏症の実態は深刻さを増しており、このことが子どもたちの健康と学習環境にどのような影響を与えているのか、詳細な調査が必要となっています。

香りの害、香害に関わっている全国の超党派議員連盟でもこの上越教育大学の報告を重く受け止めており、同様の調査アンケート資料を入手して全国的な実態調査を実施するように私からも申入れをしたところです。

中川村も上越市と同じ調査資料を用いて小中学生のアンケート調査を行い、子どもたちがどの程度化学物質過敏症の影響を受けているのか、まず実態把握することを提案します。

教育長の見解を伺います。

○教育長

御指摘の点でありますけれども、児童生徒が直面する困難な状況につきまして環境の問題に着目したお尋ねであるというふうに理解をさせていただいております。

御指摘のように、現在、様々な背景要因によって苦戦する児童生徒が年々増えているというふうに私も認識をしております。その状況が学校との関わりにおいては不登校と言われる姿で顕在化しているということになります。そのことが児童生徒の成長、発達にマイナスの影響を与える可能性があり、大きな課題となっております。

本村においてもそれぞれの背景要因によって苦戦している児童生徒がおります。現状に対しましては、学校、保護者の皆さん、そして保健福祉課など関係機関と連携して支援に取り組んでいるところでございます。

議員のほうから発達障害あるいは不登校について、特別支援学級についての言及がございましたが、今日の中心課題ではないということだと思っておりますので、この点については、今日は言及を避けたいというふうに思っております。

上越市における調査、これを見させていただきました。私も大変興味深い内容であるというふうに見させていただいたところでございます。

議員から中川村においても同様の調査を行ってはどうかという御提案をいただきました。

上越市の調査につきましては、診断ということではございませんが、大学の研究者が専門的見地で関係機関と連携して作成、実施、分析をしたものであります。そうしたことを考えますと、そのものを中川村でやるにしても、今、そうした知見や体制を

持たない状況もございますので、村で中川村に当てはめて正しく調査することはそう簡単なことではないだろうというふうに考えております。そうしたところから考えますと、現段階では調査を行うという考えは持っておりません。

ただ、議員からお話がありましたが、調査については県のほうにも御提案をいただいているということでもあります。化学物質過敏症について県レベルで関心を持っていただき、もしその上で調査という動きになれば、これは必要なことだと思いますし、そうした点では、教育委員会としても県ともこうした状況について情報共有を行うアクションは取ってまいりたいというふうに思っております。

また、上伊那の教育委員会、教育長さんとも情報共有をして、まずはこうした事実があるっていうことを共有していく、そこから始めてみたいということも思っております。

上越市の調査については、むしろこの調査の結果から示唆されている面、私どもとするとこの点について重視をして見ていきたいという思いがございます。対応につなげていくのに重要な示唆だというふうに思っております。

上越市の調査の結果につきましては、議員から御指摘があった児童生徒の割合のほかに次の点が示唆をされております。

1つ目は年齢とともに増加傾向にあること。これは議員からも御指摘がございました。つまり、年齢が上がるにしたがって化学物質の影響を受ける可能性が高くなっているという現状です。

2つ目につきましては、運動習慣に着目をしまして、運動しない、もしくは筋トレを行っている場合には有意に割合が増加しているということ。

それと、3つ目は、受動喫煙に着目して、例えば母親、兄弟、姉妹もしくは友人が喫煙している場合には有意に割合が増加していること。さらに、周囲に喫煙者数が増えるにつれて増加していること。

こういったことがこの調査から示唆をされている点でございます。

また、こうしたケースに対する学校の対応例もまとめられております。個々の実態に応じて環境調整等を行った実例がまとめられていて、大変参考になるというふうに思っております。

中川村では、昨年度、議員も関わっていただいたケースとなるとと思いますが、化学物質過敏症で苦しんだ生徒、御家族がおられました。一緒に考え、対応してきたという経験を学校、教育委員会も有しております。こうした経験から、児童生徒の苦戦の背景要因の1つとして化学物質過敏症を認識しております。

また、本事例に心を寄せていただいた皆さんにより活動の輪が広がっており、こうしたことで私どももさらに認識を深めさせていただいているところでございます。

この調査の最後には、上越市には化学物質過敏症の児童生徒はいないものの、まず学校の先生方の理解が必要であること、このことが指摘をされております。

また、対象となる児童生徒がいた場合には情報を共有して対応できるような、そんな取組も指摘をされているところでございます。

○5 番 (桂川 雅信) 私がなぜ小中学生の調査をちょっと強調したのかっていうことだけ

は申し上げておきたいと思うんですが、先日、化学物質過敏症の専門家の講演がありまして、その彼——柳沢先生という東京大学の元教授ですけれども——彼がかなり厳しく言っていたのは、化学物質過敏症は、小さいときに発症していなくても、遅発性神経障害——遅発性っていうのは遅れて発症する、遅発性神経障害を発症する人たちが結構多いと。つまり、例えば高校へ行ったりする、あるいは成人してからも神経障害を発症する人たちがいる。逆に言うと、子どものときにこれが見つかっていれば、つまり、そういう傾向がある、化学物質過敏症の傾向があるということが把握されていれば、むしろ早い段階で治療ができる、あるいはその危険を回避することができる、そのことによって後年起こってくるそういった障害を回避することもできる。

そういう目で見ると、今、教育長もおっしゃいましたけれども、上越教育大学のデータでは小学校1年生のときに6%、中学3年生になったら15%の化学物質過敏症様症状、それらしい症状がある。厚労省が決めた基準ののっとしてアンケート票ができていますので、これは、むしろ早期にそういった子どもたちを見つけて対策を取ってもらう、そのことによって将来的に発症するかもしれない神経障害を回避することができる。そういう意味では非常に重要な調査になると私は思っています。

子どもたちの今の健康障害を見つけるだけでなく将来的な神経障害を見つけることに可能性を開いていますので、ぜひこの調査は何らかの形で実施をしていただきたいと思っています。

実は、質問の中にも書きましたが、香害に関わっている超党派議員連名に私がこの提案をして、議員連盟の世話役の人たちから、桂川さん、じゃあ上越教育大学の論文を書いた人たちに調査票をもらえないか聞いてくれて言われました。もう、しょうがないので——上越教育大学の紀要論文のファースト執筆者は永吉さんっていう方で、上越教育大学じゃなくて新潟県立看護大学の先生ですが、彼がファーストの執筆者ですので、私のほうで彼に連絡を取りました。それで、実は調査資料、アンケート調査票をいただきました。どうぞ使ってくださいということでした。つまり、この論文を発表した先生方から見ると上越市だけの問題ではないという認識をはっきり持っていらっしゃいます。

この論文の執筆者の永吉さんっていう方は、今月——12月1日2日に東京で行われた室内環境学会でも発表されていらっしゃるって、その場でいろんな方とこの報告をされています。

私も実は全国でこの調査をしたいんだけどもってという話をしましたら、ぜひ使ってくださいという御意見でした。どういう形で使うかはちょっとあれですけれども。

上越市だけでやってというのは、上越市の状況は分かるけれども、実際には、だけど、もしかすると化学物質過敏症自体が全国に蔓延している可能性がある。というよ

りも、むしろそういう状況のほうが今は強く感じられる。どこでも似たような状況が今起こっているということはほぼ確実だと。それだったら、それぞれの地域の学校でこの問題をきちんと把握することが必要なんじゃないかと思います。

化学物質過敏症はもう目の前にあります。先日の講演をお聞きになった方はお分かりだと思いますが、誰でも発症している。花粉症と同じです。しかも、子どもたちから今はもうスタートしているわけですから、大変重大な問題になりつつある。日本の教育界全体にとっても、この問題を早く解決しないと行く行く大きな問題になる可能性はあると思います。そういう意味でも、ぜひ調査を早めにやっていただきたいと思います。調査資料は後日お届けしたいと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長 長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時20分 散会]